

參考資料

参考資料

1 平塚市環境基本条例

平成 10 年 12 月 16 日制定

私たちのまち平塚は、湘南の海をはじめとして、相模川や金目川などの大小河川、西部の丘陵や里山、さらには県下有数の田園地帯など豊かで身近な自然に恵まれ、四季を通じて温暖な気候や地理的歴史的特性とも相まって、商工業をはじめ農業、漁業などの様々な産業や文化が育まれるとともに、道路や公園などの都市基盤整備も進むなど、多様な産業と住みよい環境が調和した湘南の中核都市として発展してきました。

しかしながら、こうした都市化の進展に伴って、里山などの身近な自然が減少するとともに大気汚染や廃棄物の増大などの都市生活型の環境問題も生じています。また、私たちの日常生活や事業活動における便利さや豊かさの追求は、地球環境に大きな負荷を与え、地球温暖化やオゾン層の破壊など、人類の存在基盤そのものを脅かすまでに至っています。

もとより、私たちは、良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、かけがえのない恵み豊かな環境を保全し、新たに良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている立場にあること、そして地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを教育や学習の場などを通じて深く認識し、自らの生活様式や社会経済活動を見直すとともに、環境に配慮した新たな地域社会の構築を目指して市民、事業者、行政などすべてのものが協働しながら、それぞれの責務を果たしていかなければなりません。

このような認識の下に、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とした地域の社会経済システムの構築を旨とした環境の保全と創造を積極的に進めることにより、現在及び将来の市民が持続的に良好で恵み豊かな環境を享受できる「環境共生都市」を実現するため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、自然と人との共生を確保するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目指して、市、市民及び事業者のそれぞれの責務に応じた役割分担と協働の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の重要な課題であることから、市、市民及び事業者が自らの問題であることを認識し、すべての日常活動及び事業活動において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、基本理念にのっとり、その滞りに伴う環境への負荷の低減そ

他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他良好な環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「市民等」という。）の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、第22条に規定する平塚市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての指針)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に積極的に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。

(2) 野生生物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、里山、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かなふれあいを確保すること。

(3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、潤いと安らぎがある安全な都市環境の実現を図ること。

(4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を市民等の参加の下に推進すること。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現状、環境の保全及び創造に関して講じた施策等について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(行動計画の策定等)

第11条 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて、環境の保全及び創造に配慮した具体的な行動を促進するための計画を策定するものとする。

2 市、市民及び事業者は、前項に規定する行動計画に基づいて行動するものとする。

第3章 効果的推進のための施策

(市民等の意見を聴くための措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、必要に応じて市民等の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興)

第13条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動の意欲が増進されるように、教育機関等と協力し、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動への支援)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供及び公開)

第15条 市は、第13条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供又は公開するよう努めるものとする。

(規制の措置等)

第16条 市は、環境保全上の支障を防止する必要があると認めるときは、その支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民又は事業者に対する適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第17条 市は、公害その他の環境保全上の支障の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項の調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち市の区域を超えた広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体等と協力してその推進に努めるとともに、地球環境保全に資するため、国際協力の推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第22条並びに附則第2項第2号及び第3項の規定は、平成11年1月1日から施行する。

(住みよい環境の確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 住みよい環境の確保に関する基本条例(昭和48年条例第3号)

(2) 住みよい環境の確保に関する審議会条例(昭和48年条例第32号)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中

「住みよい環境の確保に関する審議委員」を「環境審議会委員」に改める。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

4 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に、「、平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の本旨を達成するため」を加える。

(緑化の推進および緑の保全に関する条例の一部改正)

5 緑化の推進および緑の保全に関する条例（昭和50年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）に基づき」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため」に改める。

（平塚市埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

6 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住みよい環境の確保に関する基本条例（昭和48年条例第3号）」を「平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）」に改める。

2 計画策定の検討経過

(1) 環境審議会における審議

【平成 27 年度】

開催年月日	審議内容等
第 1 回平塚市環境審議会 平成 27 年 7 月 10 日 (金)	・ 平塚市環境基本計画の改定について など
第 2 回平塚市環境審議会 平成 27 年 11 月 6 日 (金)	・ 平塚市環境基本計画の改定について (平塚市の環境に関するアンケート調査の実施) など
第 3 回平塚市環境審議会 平成 28 年 2 月 22 日 (月)	・ 平塚市環境基本計画の改定について (平塚市の環境に関するアンケート調査の結果速報) ・ 平塚市環境基本計画に定める「環境像」について など

【平成 28 年度】

開催年月日	審議内容等
第 1 回平塚市環境審議会部会 平成 28 年 4 月 8 日 (金)	・ 平塚市の環境に関するアンケート調査結果報告書について ・ 平塚市環境基本計画骨子 (たたき台) について ・ 望ましい環境像 (案) について
第 1 回平塚市環境審議会 平成 28 年 6 月 6 日 (月)	・ 平塚市環境基本計画の改定について (平塚市環境基本計画骨子 (案)) など
第 2 回平塚市環境審議会部会 平成 28 年 8 月 4 日 (木)	・ 平塚市環境基本計画素案 (案) について ・ 平塚市環境基本計画事業計画 (前期) 素案 (案) について ・ 平塚市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 素案 (案) について
平成 28 年 10 月 24 日 (月)	・ 平塚市長からの諮問
第 2 回平塚市環境審議会 平成 28 年 10 月 24 日 (月)	・ 平塚市環境基本計画の改定について (平塚市環境基本計画素案 (案)、平塚市環境基本計画事業計画 (前期) 素案 (案)、平塚市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 素案 (案)) など
第 3 回平塚市環境審議会部会 平成 28 年 12 月 19 日 (月)	・ 平塚市環境基本計画改訂版の改定等についての諮問に対する答申の検討
第 3 回平塚市環境審議会 平成 29 年 1 月 16 日 (月)	・ 平塚市環境基本計画の改定について (平塚市環境基本計画改訂版の改定等についての諮問に対する答申の検討) など
平成 29 年 1 月 20 日 (金)	・ 平塚市環境審議会からの答申

(2) 環境審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属等
会長 室田 憲一	東海大学教養学部教授
副会長 堀 久男	神奈川大学理学部教授
上平 和子	公募市民
片山 友美子	公募市民
河邊 安男	公募市民
鈴木 豊	公募市民
秋山 博	平塚市自治会連絡協議会
齋藤 美代子	子供と親の環境教室「地球っ子ひろば」
野口 シズ子	里山をよみがえらせる会
中谷 由美子	平塚市ごみ減量化推進委員会
後藤 武	平塚市漁業協同組合
小出 雅章	平塚商工会議所
湯山 師英	湘南農業協同組合
伊賀 祐人	平塚地区環境対策協議会
池貝 隆宏	神奈川県環境科学センター

(平成 29 年 3 月現在)

(3) 環境審議会 諮問・答申

【諮問】

28平環政第406号
平成28年(2016年)10月24日

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき、次の事項を諮問いたします。

- 1 平塚市環境基本計画改訂版(以下「現行計画」という。)の改定について
- 2 平塚市環境基本計画事業計画(前期)(以下「環境基本計画事業計画」という。)の策定について
- 3 平塚市地球温暖化対策実行計画事務事業編(以下「地球温暖化対策実行計画事務事業編」という。)の策定について

理由

本市では、平成19年3月に策定した現行計画に基づき、『環境市民』が築く環境共生・発信都市ひらつかの実現に向けて市民・事業者・市が協働して取組を進めてきました。

現行計画は、平成29年3月末をもって計画期間が満了となり、同時に、平塚市地球温暖化対策実行計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)は中間見直しの時期を迎えます。

このため、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会経済、市民意識の変化等も踏まえて現行計画を見直し、一定の領域において施策が重複する関連性の高い計画である地球温暖化対策実行計画を編入した新たな環境基本計画を策定することとしました。

このような状況を踏まえ、現行計画の改定、環境基本計画事業計画及び地球温暖化対策実行計画事務事業編の策定について、貴審議会の御意見をいただきたく諮問いたします。

以上
(事務担当は環境政策課環境政策担当)

【答申】

平成29年（2017年）1月20日

平塚市長 落合 克宏 様

平塚市環境審議会
会長 室田 憲一

平成28年10月24日付28平環政第406号にて、平塚市環境基本条例第22条第2項の規定に基づき諮問のありました平塚市環境基本計画改訂版の改定等について、次のとおり答申します。

答 申

本市では、平塚市環境基本条例に基づき、平塚市環境基本計画を定めて、「環境共生都市」の実現に向けて取り組んできました。現行計画の計画期間の満了を迎えるにあたり、新たな平塚市環境基本計画の策定が進められており、これまで本審議会においても、「環境に関するアンケート」の結果等も踏まえて検討してきました。

計画案は、地球温暖化対策をめぐる国際的動向なども見据えて、時宜を得た内容となっていますが、以下の事項を踏まえ、各施策の推進、展開において、さらなる環境への取組推進が図られるようお願いします。

1 市民にも分かりやすく、市民の取組を促進する施策について

「市民から見た ‘分かりやすさ’」の観点から、本審議会の検討の結果、新たな計画の「めざすべき環境像」は、『地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか』となりました。

市民に、環境にやさしい行動を促すためには、その重要性を分かりやすく伝えるとともに、どのようなことに取り組めばよいかを示していくことが必要になります。市が環境への配慮に率先して取り組むとともに、市民の目線に立った情報提供や啓発をしてください。

2 環境教育・環境学習の重要性について

市民に、環境にやさしい行動を促すうえで、環境教育・環境学習は、とても重要になります。体験を通して、実践的に環境にやさしい行動を習慣づけていくことが効果的です。

特に、省エネや省資源などの取組は、子どもの時からの習慣として取り組んでいる市民も多く、子どもたちへの環境教育が大切になります。市内の全ての子どもたちに環境教育が広く行き届くよう、施策の展開をお願いします。

また、子どもたちが環境にやさしい生活を習慣として身につけるためには、まずは大人が範を示して取り組まなければなりません。大人への周知啓発や、大人と子どもと一緒に取り組めるよう、施策を実施してください。

3 環境活動の担い手の育成支援について

今後も市民活動などの環境配慮の取組を継続していくためには、次世代の担い手を育成していくことが不可欠です。そのために、環境活動の必要性について市民の理解を広げるとともに、多くの市民に参画してもらえよう、活動への支援や情報提供をしてください。

また、2の「環境教育・環境学習」は、今後の環境活動の担い手育成のためにも重要となりますので、この観点からも、取組を推進してください。

4 自然に親しむ機会の創出について

平塚市は、海や川、農地、里山などの多様な自然が残るまちですが、近年は、市民が自然に親しむ機会が減ってきていると感じます。自然に親しむ講座や観察会は、幅広い世代を対象に、積極的に実施してください。

5 ごみのポイ捨て抑制や分別のルールの周知徹底、ごみの排出抑制等について

現在、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正に向けた手続き等が進められており、今後は、条例についてのさらなる周知を行い、市民の理解を広めることが重要です。

また、循環型社会の実現のため、ごみの排出抑制についても取り組むことが必要です。

ごみのポイ捨て抑制や分別ルールの周知、ごみの排出抑制等について、取組の推進をお願いします。

6 温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の削減について

温室効果ガスの排出削減のためには、市民一人一人の行動が重要になります。温室効果ガスの排出削減に向けた取組の周知や啓発を徹底し、地球温暖化対策を推進してください。

また、マイカーの代替として自転車利用者が増加することは、温室効果ガスの削減につながるため、今後も自転車の走行環境の向上に努めてください。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギーの導入や、省エネ型の機器の導入などの施策が必要であり、市民・事業者等への周知や、施策の充実を図るようお願いします。

7 計画の進行管理について

計画の進行管理については、PDCAサイクルにより行われることが規定されています。本市の実態が、市民により伝わるよう、実績を数値化するなど、分かりやすく的確な評価の方法について検討してください。

以 上

(4) 市民・事業者・団体からの意見集約

1 環境に関するアンケート

(1) 調査対象：市民、市内事業所、環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体

(2) 調査期間：平成 27 年 12 月 25 日～平成 28 年 1 月 20 日

2 平塚市環境基本計画（素案）に係るパブリック・コメント

(1) 意見募集期間：平成 28 年 11 月 22 日～平成 28 年 12 月 22 日

(2) 提出意見数：13 件（うち個人からの意見 10 件、事業者・団体からの意見 3 件）

3 環境に関するアンケート結果

(1) 実施概要

本アンケートは、市民や事業者、団体における「環境への取組」や「今後の市の環境施策に期待すること」などを把握し、平塚市環境基本計画の改定に反映していくための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

● 環境に関するアンケートの実施概要

	市民	事業者	団体
調査対象	18歳以上の市内居住者	市内事業所	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体
抽出法	住民基本台帳による層化無作為抽出法	市民法人税関連データを基に業種の分布を考慮し抽出	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体から抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収		
調査期間	平成27年12月25日～平成28年1月20日		
配布数	2,500件	200件	30件
回収数	899件	92件	19件
回収率	36.0%	46.0%	63.3%

(2) アンケート結果

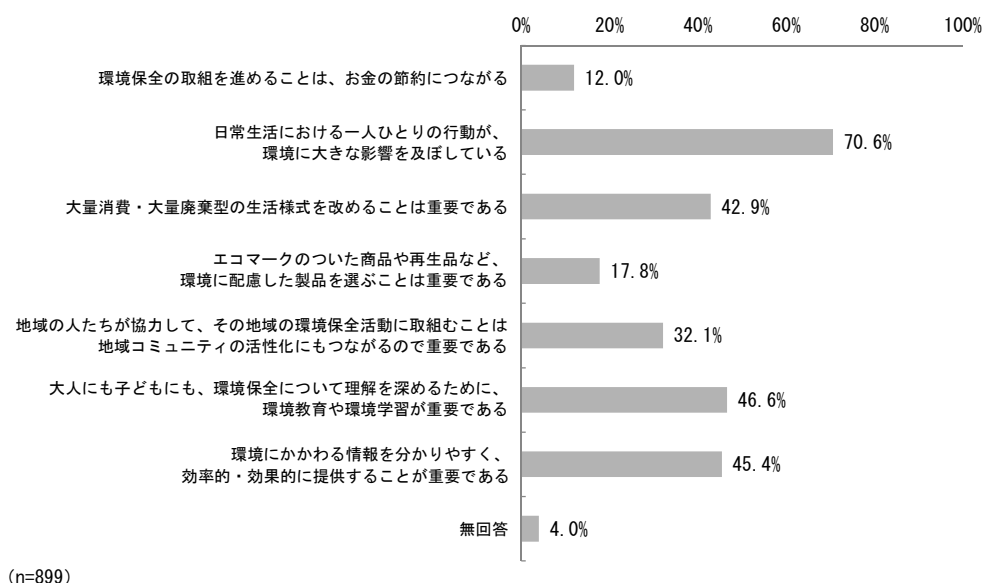
① 環境に対する考え

市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。

環境保全の取組を自分の事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている人・事業者が多いことがうかがわれます。

- ・ 「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」が市民70.6%と最も回答率が高かった。
- ・ 市民は、「大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるために、環境教育や環境学習が重要である」(46.6%)、「環境にかかわる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することが重要である」(45.4%)といった環境教育・環境学習や情報提供についての回答率が比較的高かった。
- ・ 環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多かった。

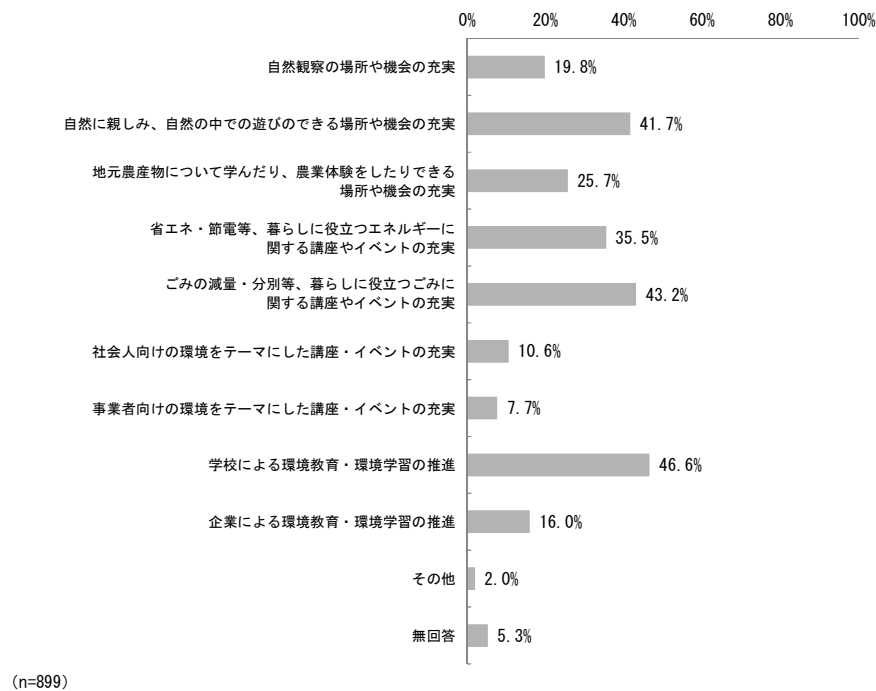
●環境に対する考え（3つまで選択）【市民アンケート】



また、環境教育・環境学習としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。

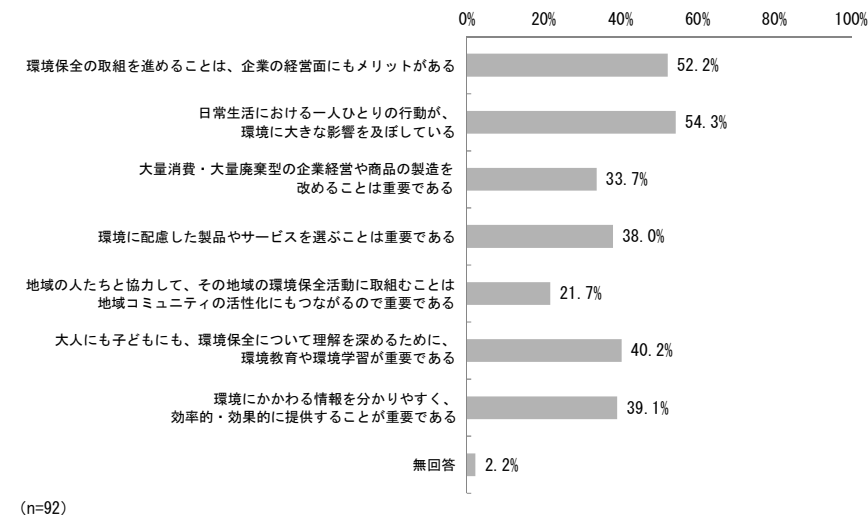
- 環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多かった。

●環境保全活動を進めていくうえで重要となる環境教育・環境学習（3つまで選択）【市民アンケート】



- 事業者は、「環境保全の取組を進めることは、企業の経営面にもメリットがある」(52.2%)についての回答率が5割を超えた。

●環境に対する考え（3つまで選択）【事業所アンケート】



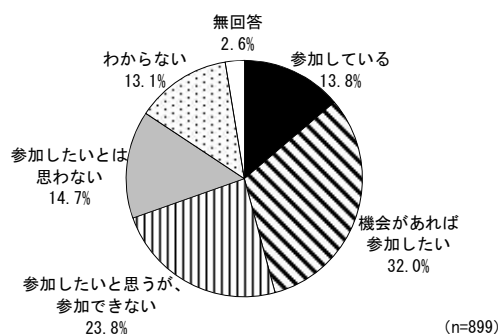
② 地域での環境保全活動への参加

市民の14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。

環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が8割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。

- ・ 「参加している」と回答した市民は13.8%であった。これに、「機会があれば参加したい」(32.0%)と「参加したいと思うが、参加できない」(23.8%)を含めると、全体の7割の人が地域での環境保全活動への参加意向がある。
- ・ また、「参加している」と回答した人のうち、84.7%の人が「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」に参加したと回答している。
- ・ 一方、「機会があれば参加したい」「参加したいと思うが、参加できない」と回答した人については、「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」(49.0%)をはじめ、「河川や海岸の保全活動」(37.8%)や「自然や生物の保護活動」(29.9%)、「地域の緑化活動」(28.7%)など、各分野の活動に参加したいと回答があった。

● 地域での環境保全活動への参加意向【市民アンケート】



- ・ 環境保全活動を行っている団体に、他の団体や個人と連携して環境保全活動を行っているか聞いたところ、「行っている」と回答した団体は82.4%であった。
- ・ 「行っている」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(78.6%)や「NPO*・任意団体」(57.1%)、「学校」(50.0%)の回答率が比較的高かった。
- ・ また、現在連携して行っている環境保全活動を、「今後も実施したい」又は「拡充したい」と考えているか聞いたところ、「今後、実施や拡充を行いたい」と回答した団体は100%であった。
- ・ すべての団体に、今後、新たに他の団体・個人と連携して環境保全活動を行ったり、環境保全に関する情報を得たいと考えているか(既に他の団体・個人と連携して実施して環境保全活動を行っている団体には、新たに別の団体や個人と連携をしていきたいと考えているか)聞いたところ、「行いたい」と回答した団体は78.9%であった。
- ・ 「行いたい」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(66.7%)や「町内会などの地縁組織」(60.0%)、「学校」(46.7%)、「有識者・専門家」(46.7%)が挙げられた。

③ 家庭・事業所での環境配慮行動

家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一歩取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。

事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。再生可能エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。

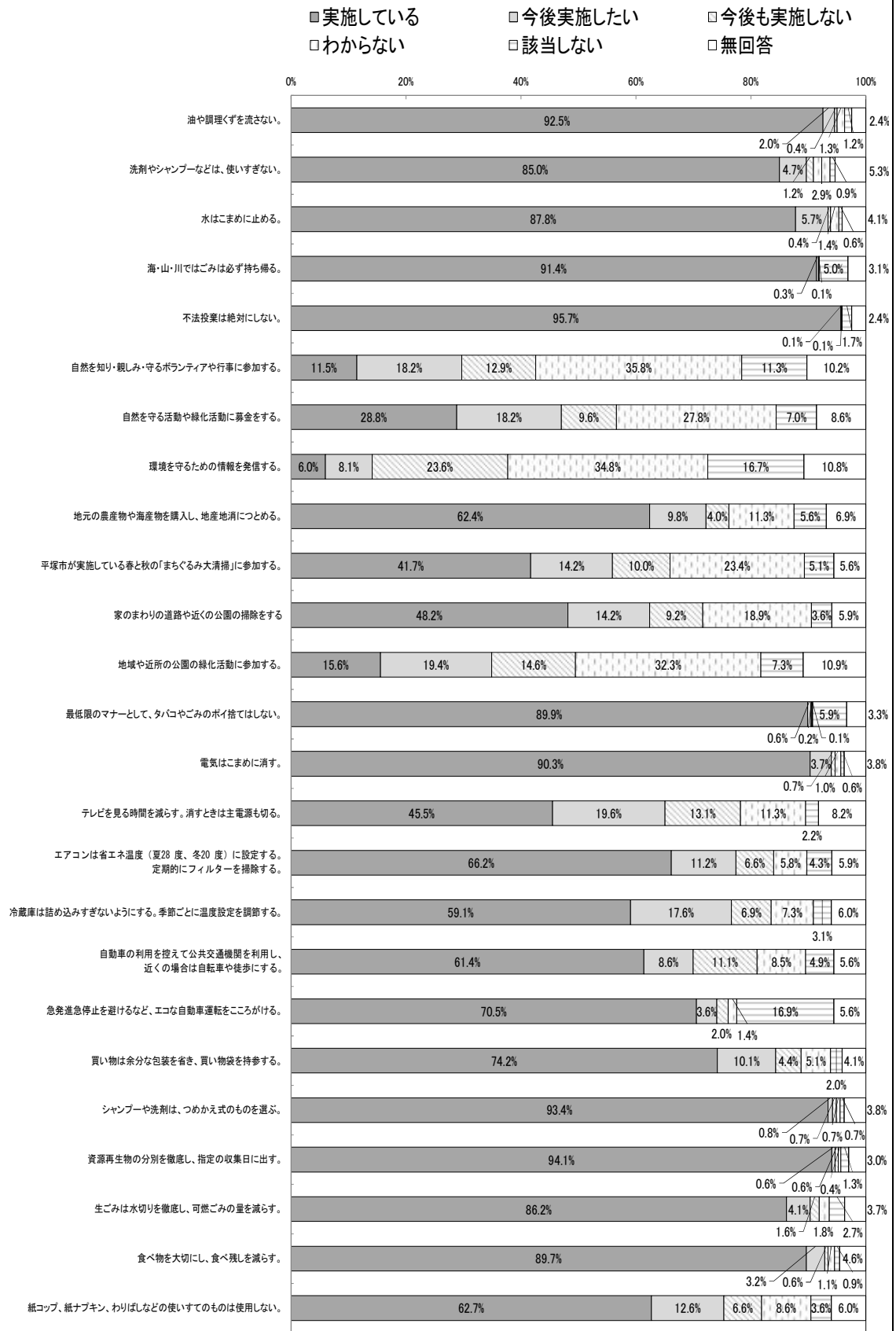
<実施している行動>

- ・ 家庭では、「不法投棄は絶対にしない」「資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出す」「シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選ぶ」「油や調理くずを流さない」「海・山・川ではごみは必ず持ち帰る」など、日常生活でのマナーのような行動については、回答率が9割を超えた。
- ・ 事業所では、「紙の両面使用や再生紙の利用に努める」「分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底する」など、いずれも事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動の回答率が9割を超えた。

<今後の実施意向>

- ・ 家庭では、「テレビを見る時間を減らす。消すときは主電源も切る」(19.6%)といった日常生活の中でもう一歩取り組むことのできる行動のほか、「地域や近所の公園の緑化活動に参加する」(19.4%)や「自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加する」(18.2%)、「自然を守る活動や緑化活動に募金をする」(18.2%)といった地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動であった。
- ・ 事業所では、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進める」(19.6%)「クリーンエネルギー自動車の導入や利用を積極的に進める」(16.3%)といった設備・機器の導入のほか、「地域で実施している美化活動に積極的に参加する」(15.2%)といった地域の環境保全活動への参加が挙げられた。

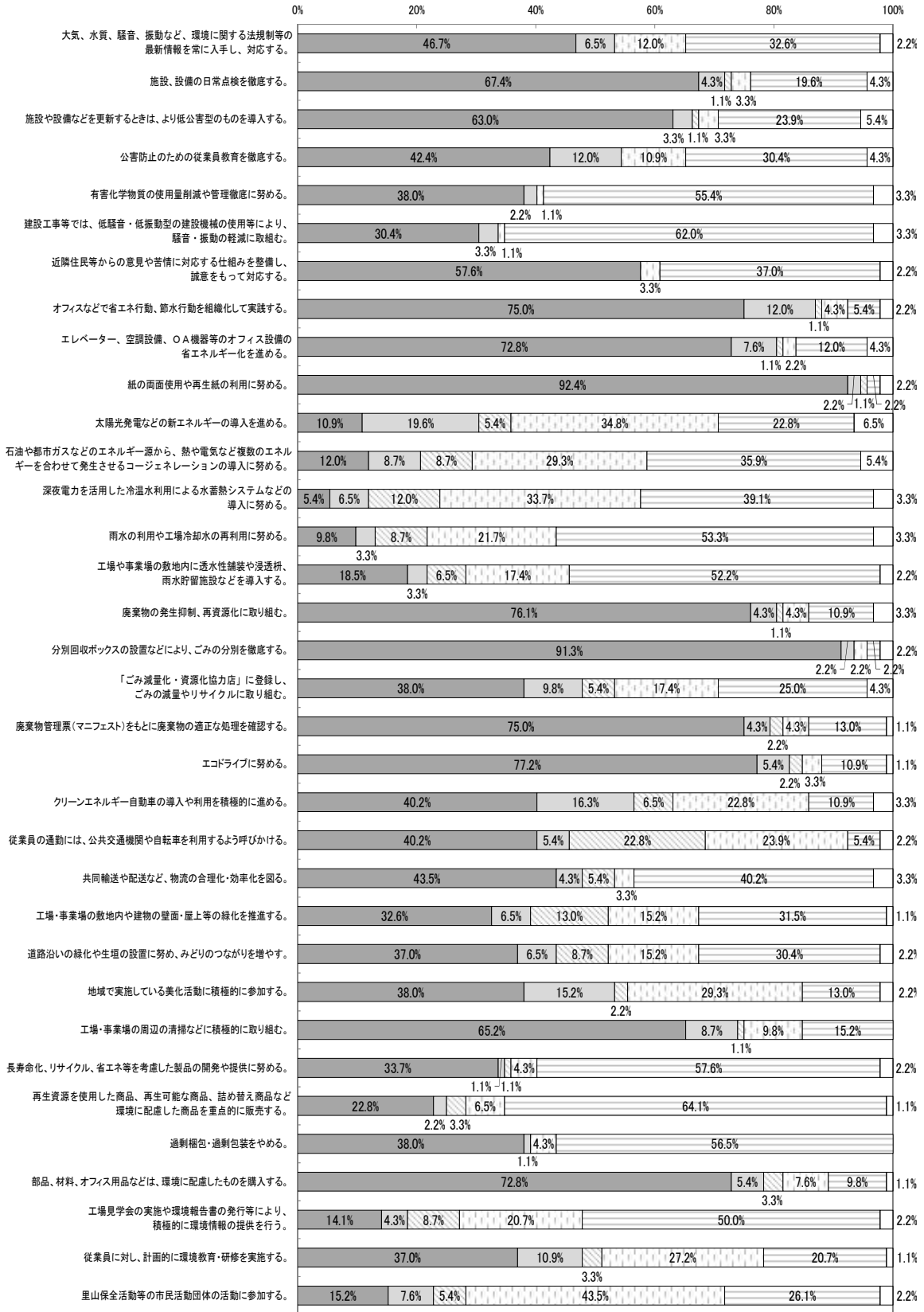
● 家庭での環境配慮行動の実施状況・実施意向【市民アンケート】



(n=899)

● 事業所での環境配慮行動の実施状況・実施意向【事業所アンケート】

■実施している □今後実施したい □今後も実施しない
□わからない □該当しない □無回答



(n=92)

④ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備・機器の導入

半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。

<導入している設備・機器>

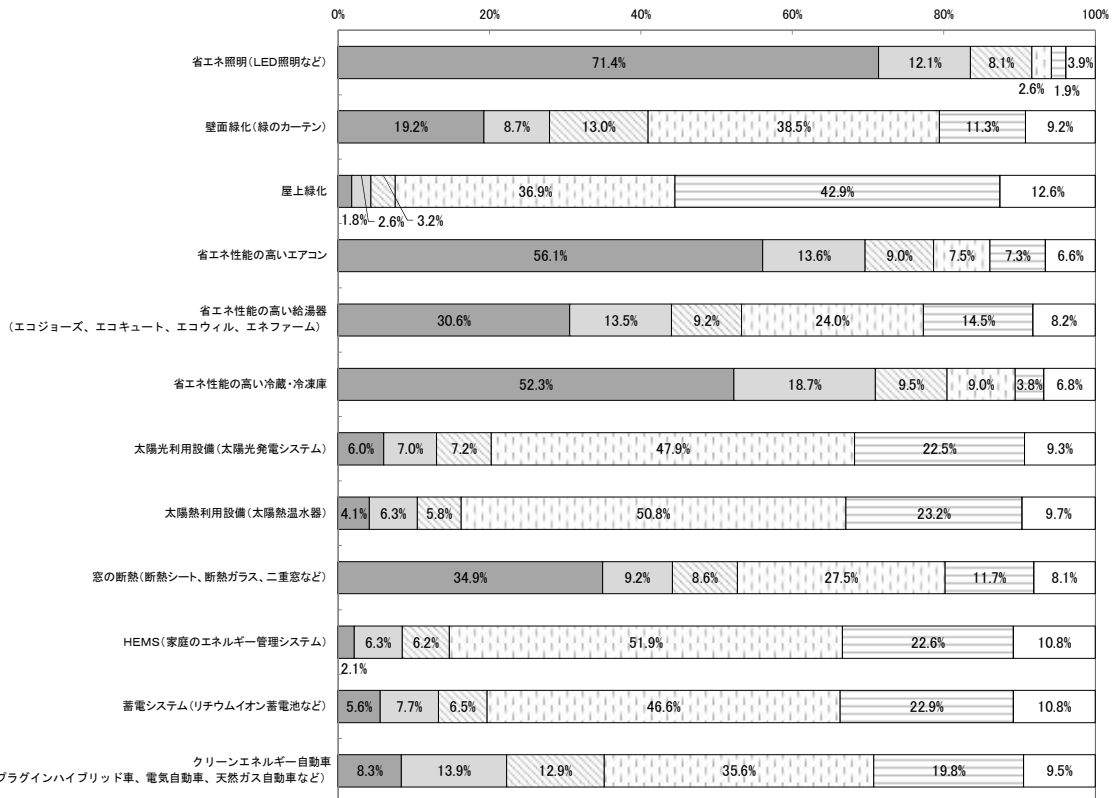
- ・ 市民では、「省エネ照明（LED照明など）」（71.4%）や「省エネ性能の高いエアコン」（56.1%）、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（52.3%）などが挙げられた。買い替えに合わせて省エネ型のものを選ぶ機会が多いことがうかがわれる。
- ・ 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（52.2%）や「省エネ型冷蔵・冷凍機」（33.7%）、「高効率空調機」（33.7%）が挙げられた。

<今後の導入意向の高い設備・機器>

- ・ 市民では、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（18.7%）や「クリーンエネルギー自動車」（13.9%）、「省エネ性能の高いエアコン」（13.6%）が挙げられた。
- ・ 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（19.6%）や「ノンフロン空調、冷蔵・冷凍庫」（18.5%）、「ハイブリッド自動車、クリーンエネルギー自動車、電気自動車等」（14.1%）が挙げられた。

●家庭での省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備の導入状況・導入意向【市民アンケート】

- 導入している 今後導入したい 検討中
 今後も導入予定はない 該当しない 無回答



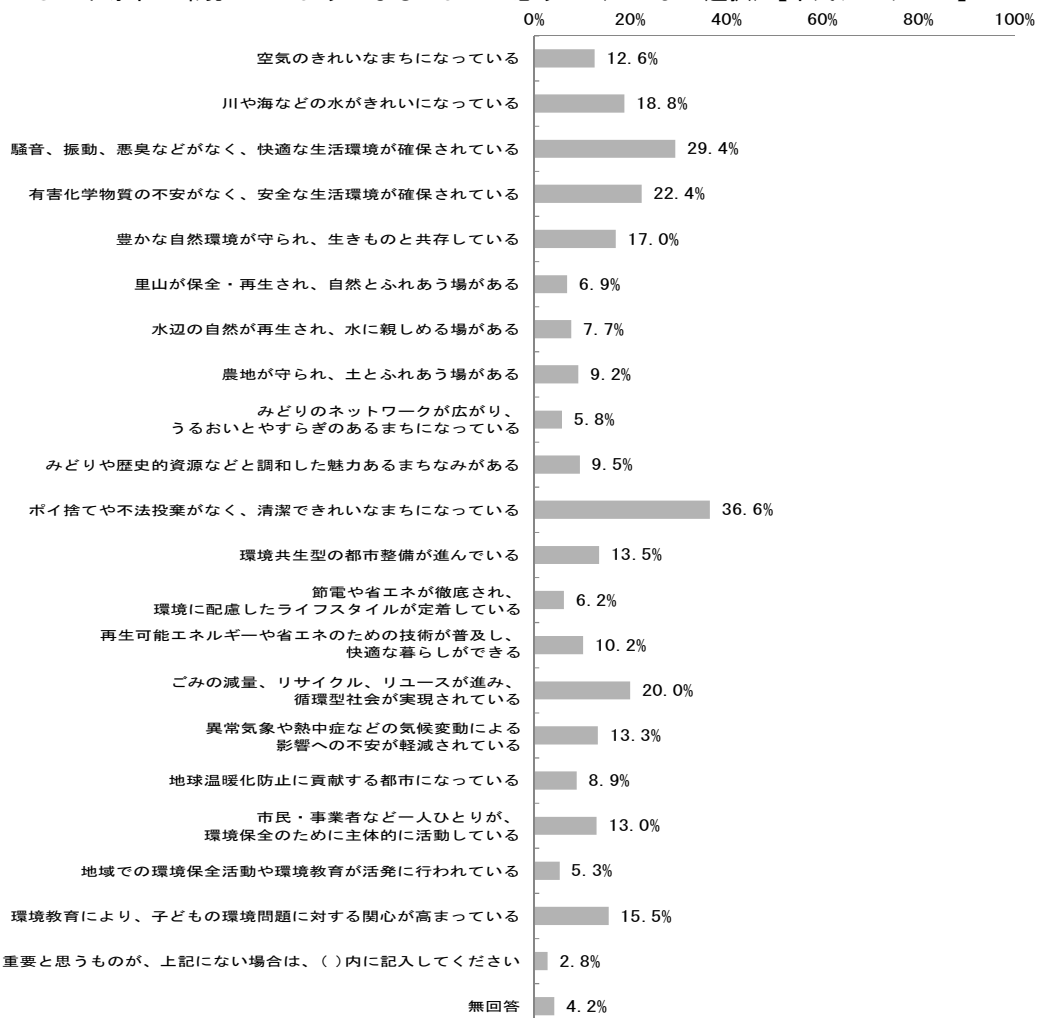
(n=899)

⑤ 平塚市の望ましい環境

望ましい環境に対する意向を聞いたところ、「清潔できれいなまち」のほか、「騒音、振動、悪臭などがなく快適な生活環境が確保されている」や「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」などが重視されています。また、その他の各環境の各分野に対する回答も多く、多様な意向があることがうかがわれます。

- ・ 市民に望ましい環境について聞いたところ、「ポイ捨てや不法投棄がなく、清潔できれいなまちになっている」(36.6%)や「騒音、振動、悪臭などがなく、快適な生活環境が確保されている」(29.4%)、「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」(22.4%)などが多く、身近な生活環境の確保に関わる項目が重視されていることがうかがわれた。
- ・ 続いて、比較的回答率が高かった項目は、「ごみの減量、リサイクル、リユースが進み、循環型社会が実現されている」(20.0%)や「川や海などの水がきれいになっている」(18.8%)、「豊かな自然環境が守られ、生きものと共存している」(17.0%)、「環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっている」(15.5%)であり、環境の各分野にわたっている。

● 平塚市の環境がどのようになるとよいと思うか（3つまで選択）【市民アンケート】



(n=899)

⑥ 身近な環境に対する満足度

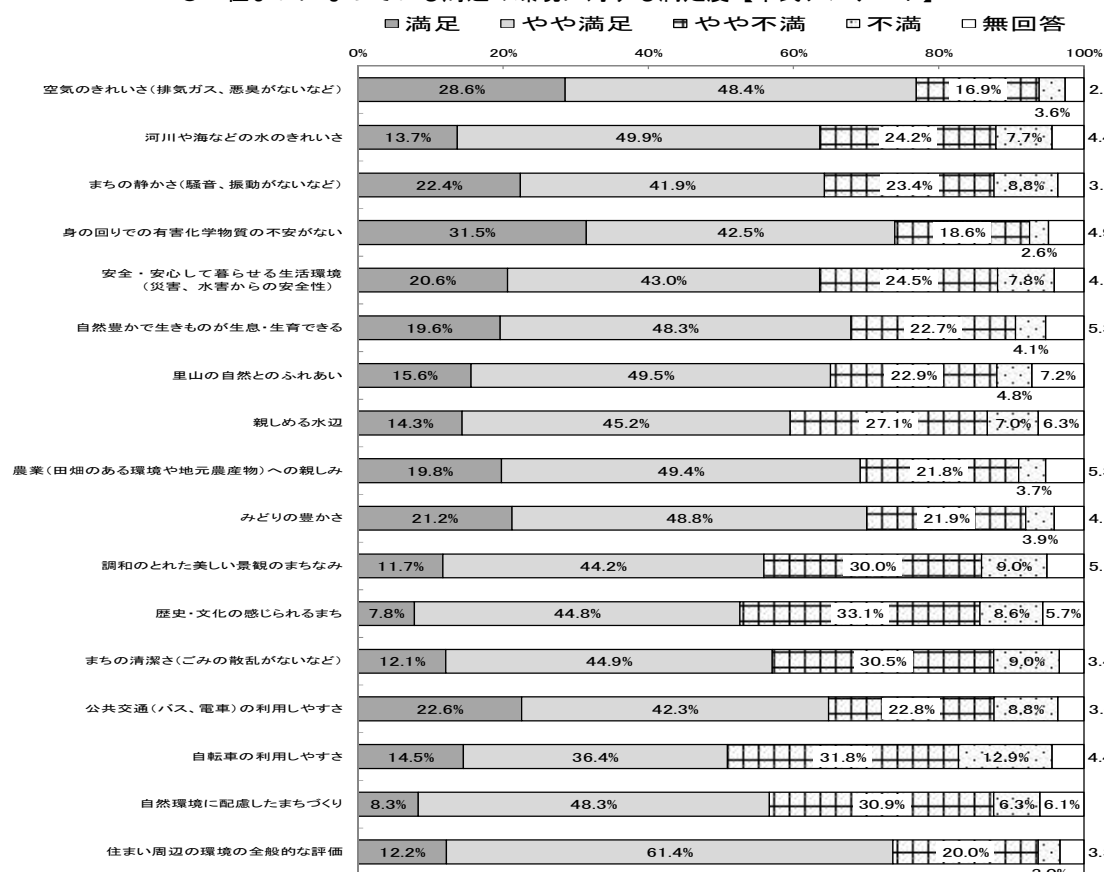
身近な環境に対する評価としては、「空気のきれいさ」「有害化学物質の不安がない」「みどりの豊かさ」に対する満足度が高いです。また、「河川や海などの水のきれいさ」「公共交通の利用しやすさ」「まちの清潔さ」については、満足度が上昇しています。

一方、「自転車の利用しやすさ」「歴史・文化の感じられるまち」「まちの清潔さ」は不満と回答する人が比較的多いです。10年程前からの変化を聞いたところ、「まちの清潔さ」は良くなったと感じる人が多く、「自転車の利用しやすさ」は悪くなったと感じる人が多いです。

<現在の環境に対する満足度（市民）>

- ・ 満足の回答（「満足」「やや満足」の合計）が多かった項目は、「空気のきれいさ」（77.0%）や「身の回りでの有害化学物質の不安がない」（74.0%）、「みどりの豊かさ」（70.0%）であった。
- ・ 不満の回答（「不満」「やや不満」の合計）が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（44.7%）や「歴史・文化の感じられるまち」（41.7%）、「まちの清潔さ」（39.5%）であった。

● 住まいになっている周辺の環境に対する満足度【市民アンケート】



(n=899)

<10年程前との比較（市民）>

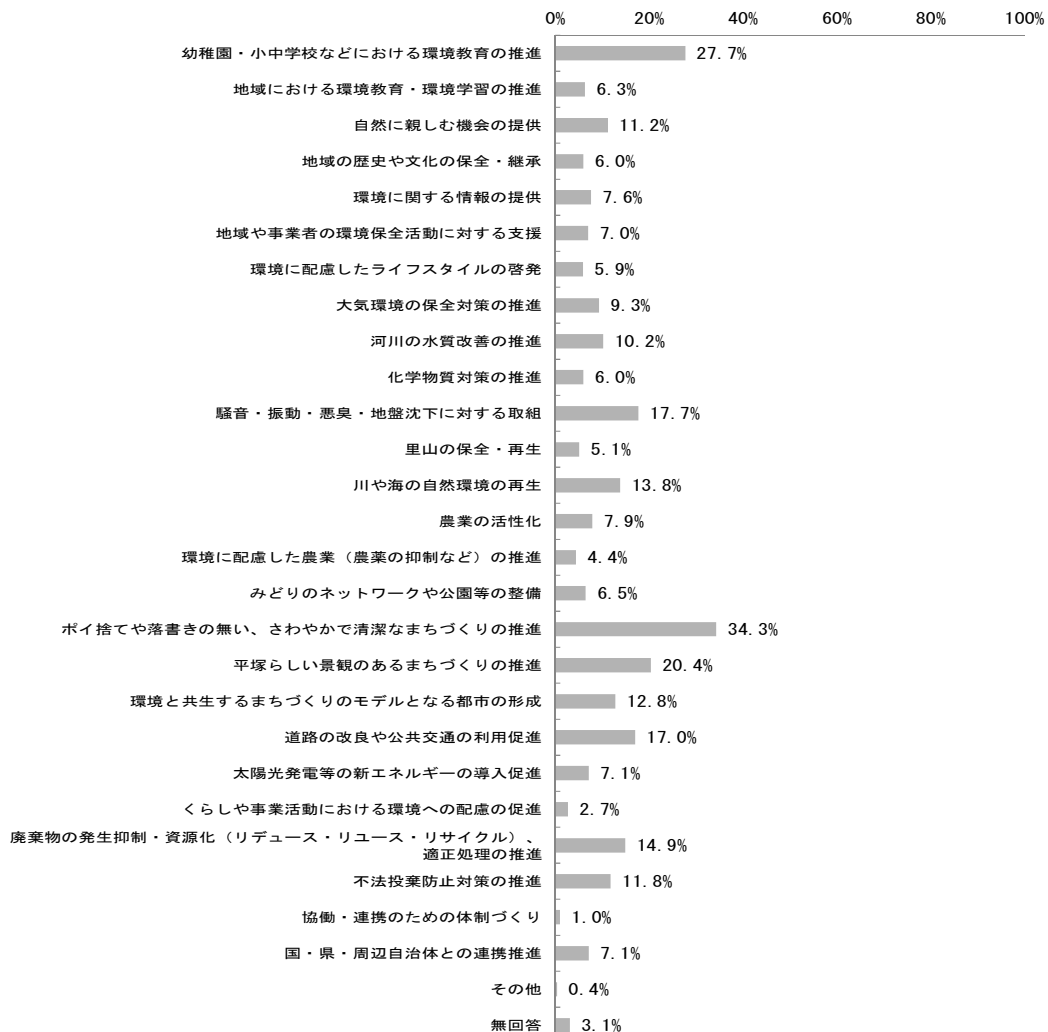
- ・ 良くなったと回答した人が多かった項目は、「河川や海などの水のきれいさ」（25.0%）や「公共交通の利用しやすさ」（17.3%）、「まちの清潔さ」（16.3%）であった。
- ・ 一方、悪くなったと回答した人が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（25.7%）や「みどりの豊かさ」（20.8%）、「まちの静かさ」（19.0%）であった。

⑧ 市の環境施策について

市民、事業者及び団体の環境施策に対する期待を把握しました。

- 市民では、「ポイ捨てや落書きの無い、さわやかで清潔なまちづくりの推進」(34.3%)や「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(27.7%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(20.4%)の回答率が比較的高かった。
- 事業者では、「低燃費自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車導入のための助成」(55.4%)「環境に配慮した設備改善や再生可能エネルギー導入のための助成」(52.2%)といった設備・機器の導入のための助成のほか、「環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供」(37.0%)の回答率が比較的高かった。
- 団体では、「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(47.4%)や「自然に親しむ機会の提供」(21.1%)、「川や海 of 自然環境の再生」(21.1%)、「みどりのネットワークや公園等の整備」(21.1%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(21.1%)の回答率が比較的高かった。また、活動を行っていく上で行政に求めることとして、「活動費などの支援」(61.1%)や「他団体や企業等との連携支援」(44.4%)の回答率が比較的高かった。

●環境への取組を進めていくために平塚市に期待する施策（3つまで選択）【市民アンケート】



(n=899)

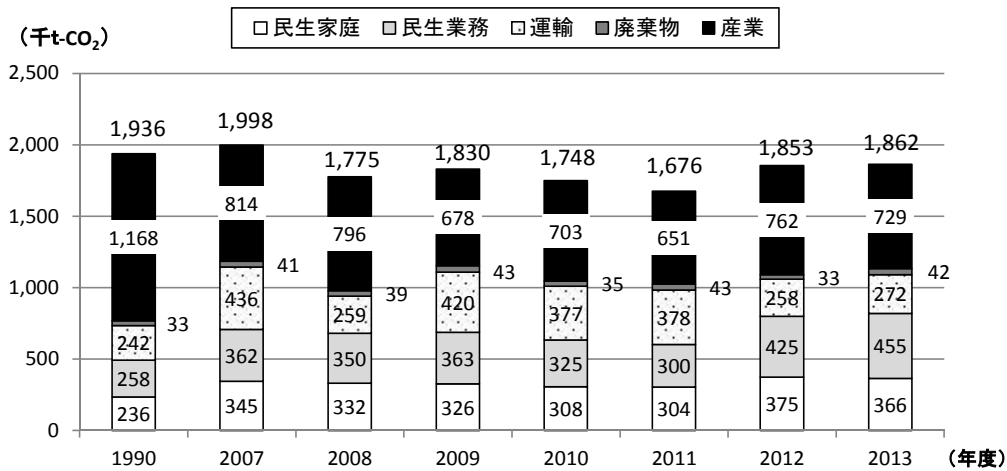
4 平塚市における二酸化炭素排出量の現況及び将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の現況

① 排出量の推移

- 平成 25(2013)年度における二酸化炭素排出量は、186 万 2 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 193 万 6 千 t-CO₂ と比較すると、3.8%の減少となっています。
- 平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量は、平成 2 (1990) 年度に対する比率を部門別に見ると、産業部門が 37.6%の減少となったのに対し、民生家庭部門が 55.1%の増加、民生業務部門が 76.4%の増加となりました。

●平塚市部門別二酸化炭素排出量

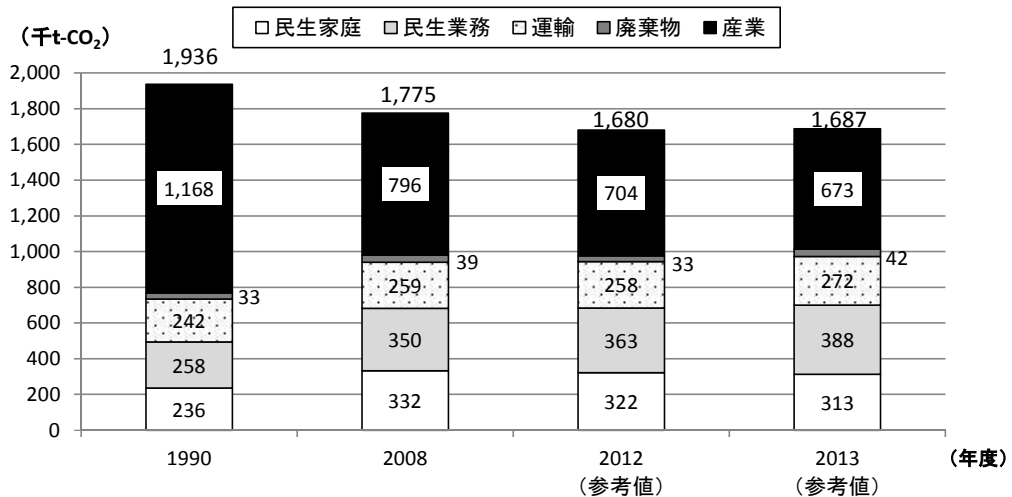


二酸化炭素排出量データの出典：ひらつかの環境

※四捨五入により合計があわない場合があります。

※平成 19 (2007) 年度・平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度は、旧計画による推計方法で算出されています。

●平塚市部門別二酸化炭素排出量 [平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度参考値]

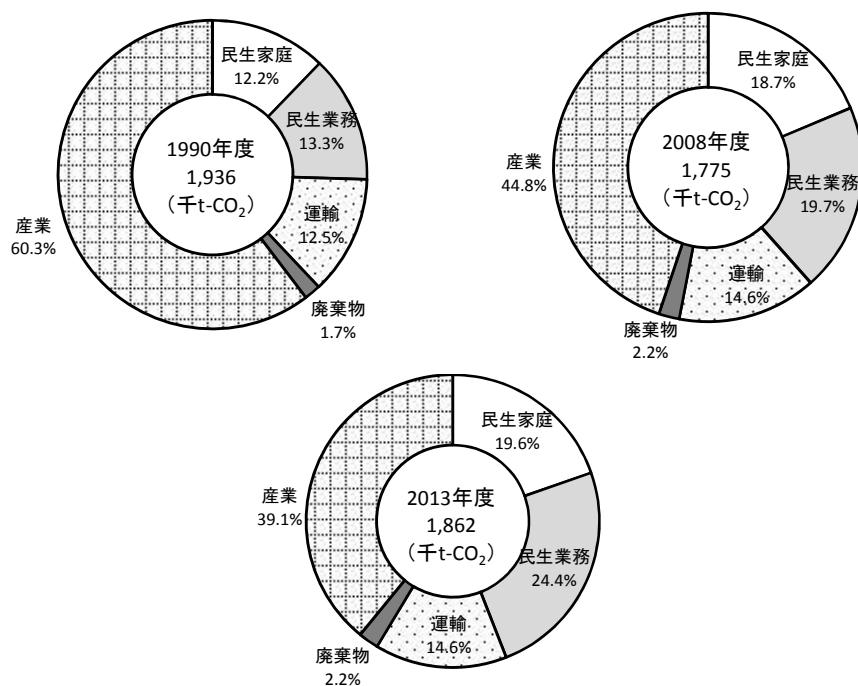


※平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度の電力の二酸化炭素排出係数を、平成 20 (2008) 年度の排出係数で計算しています。

② 分野別内訳の比較

- 二酸化炭素排出量の部門別内訳をみると、平成2（1990）年度は、産業部門が60.3%を占めており、次いで民生業務部門が13.3%でした。平成25（2013）年度では、産業部門が39.1%と排出量の大部分を占めているものの割合はやや減少し、民生家庭部門が24.4%と割合が増加しました。

●平塚市の二酸化炭素排出量（部門別）の比較 [平成2（1990）年度、平成20（2008）年度、平成25（2013）年度]



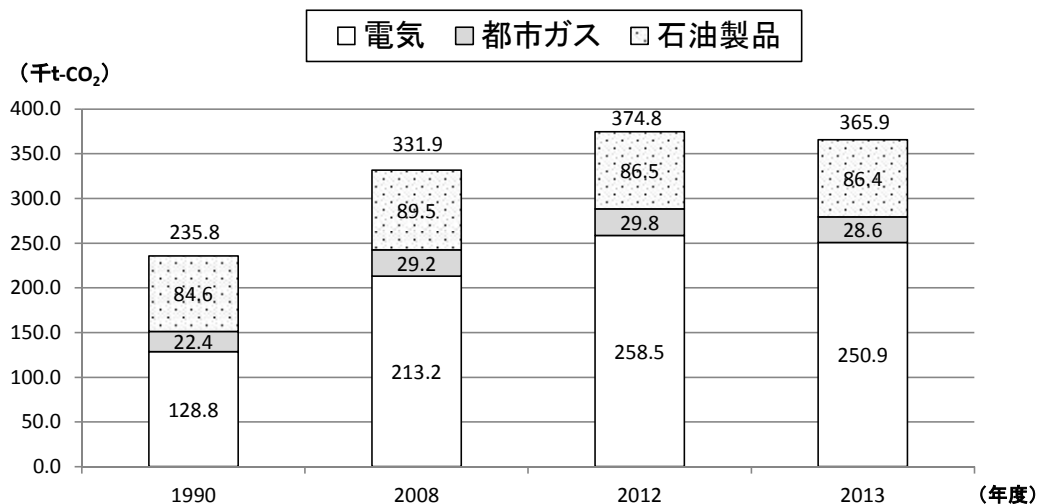
二酸化炭素排出量データの出典：ひらつかの環境

(2) 民生家庭部門

① 排出量の推移

- ・ 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、36 万 6 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 23 万 6 千 t-CO₂ と比較すると、55.1% の増加となっています。
- ・ 民生家庭部門において利用されているエネルギーの大部分を占める電気の使用量が増えています。

●平塚市のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移（民生家庭部門）

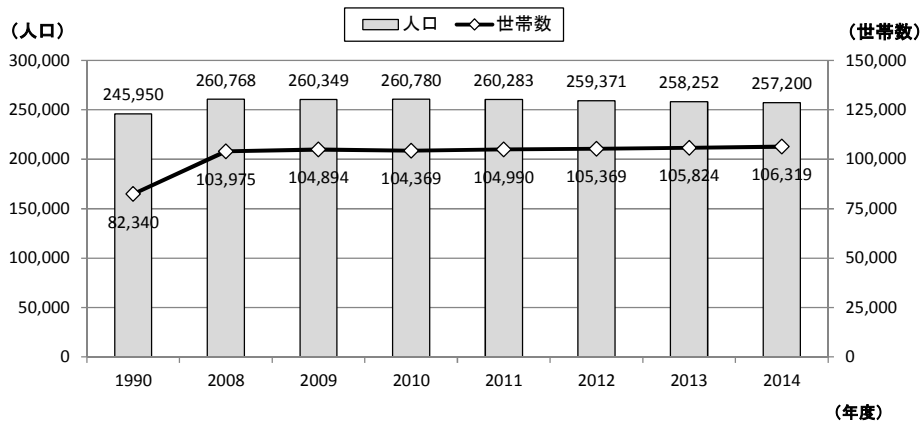


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

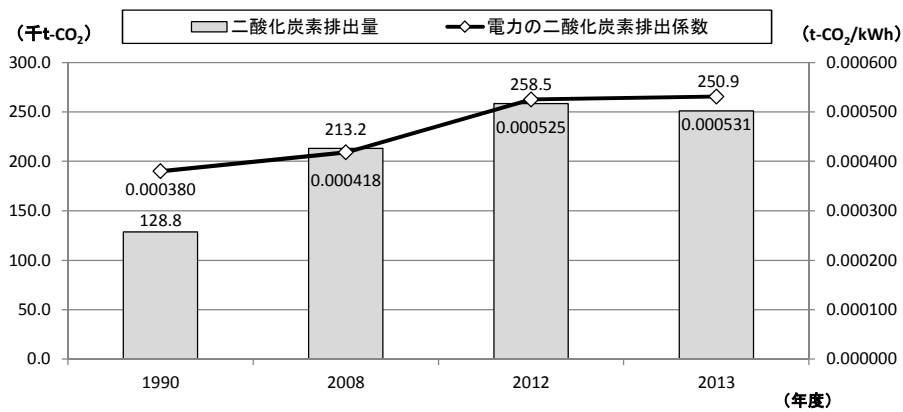
- ・ 人口・世帯数は、平成 20 (2008) 年度以降ほぼ横ばいで推移していることから、世帯当たりの二酸化炭素排出量が増加していることがわかります。
- ・ 世帯当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合] のグラフから、平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合、世帯当たりの電力の排出量は減少傾向にあり、世帯当たりの電力エネルギー使用量は減少していることがわかります。これにより、市民の省エネルギーの取組による一定の効果が表れていることがうかがわれます。
- ・ 電力の二酸化炭素排出係数の上昇は、平成 23 (2011) 年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けています。

●平塚市の人口及び世帯数の推移



人口及び世帯数データの出典：平塚市統計書

●民生家庭部門の電力の二酸化炭素排出量と排出係数

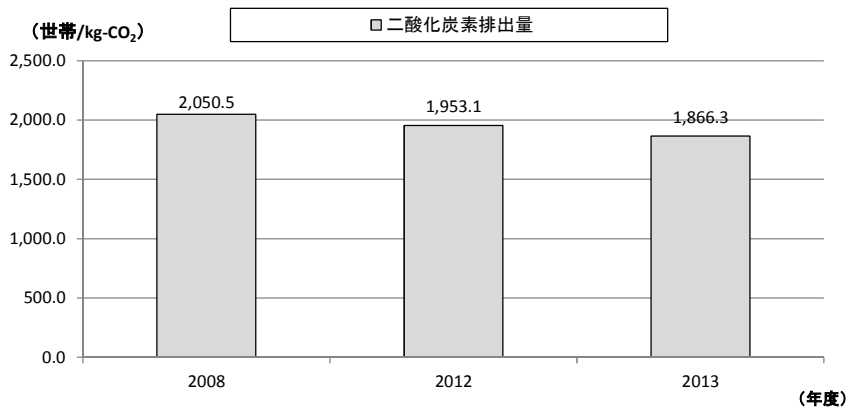


電力の二酸化炭素排出係数の出典：環境省ホームページ

※二酸化炭素排出量は各種統計を基にした推計値。

●世帯当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移

[平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合]



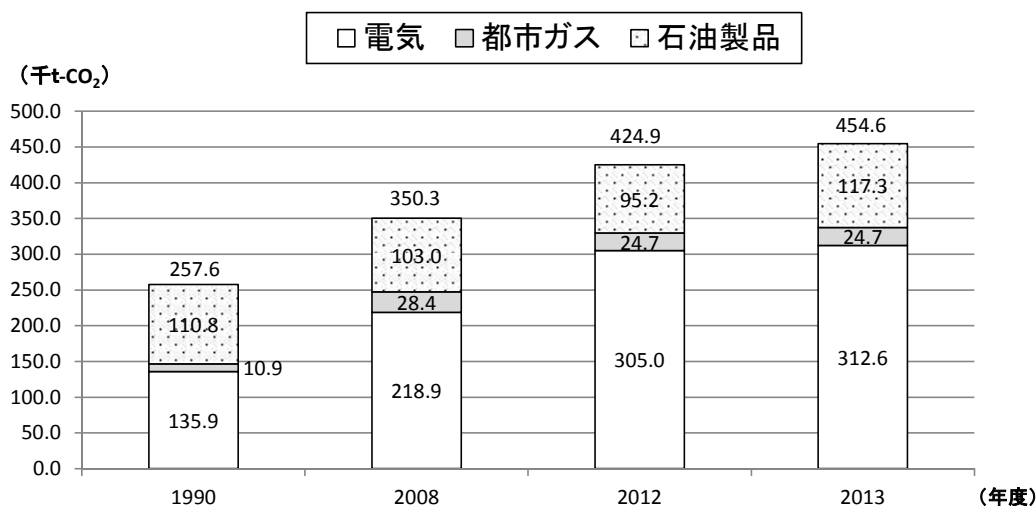
※各種統計を基にした推計値

(3) 民生業務部門

① 排出量の推移

- ・ 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、45 万 5 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 25 万 8 千 t-CO₂ と比較すると、76.4%の増加となっています。
- ・ 民生業務部門において利用されているエネルギーの大部分を占める電気の使用量が増えています。

●平塚市のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移 (民生業務部門)

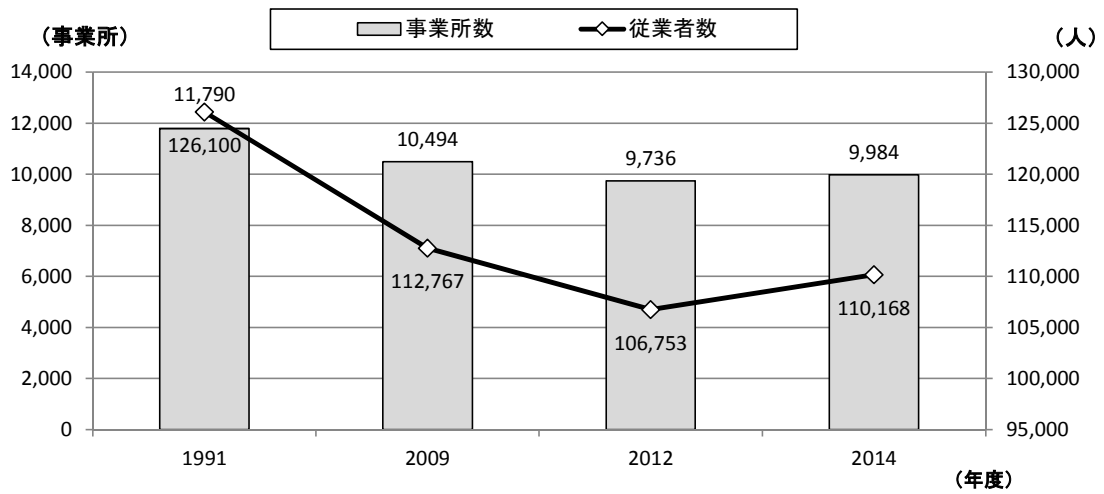


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

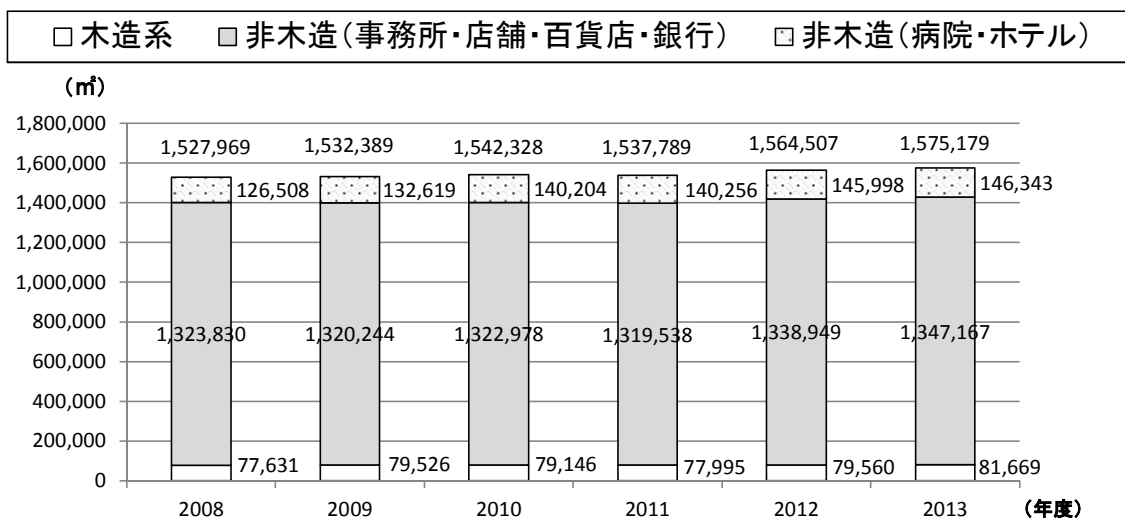
- ・ 事業所及び従業者数は、平成 3 (1991) 年度から減少し、平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけてやや増加しました。業務系建物の床面積は、近年、微増傾向にあり、一棟当たり延べ床面積もやや増加しています。
- ・ 延床面積当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合] のグラフから、平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合、延べ床面積当たりの電力の排出量は増加傾向にあり、延べ床面積当たりの電力エネルギー使用量は増加していることがわかります。
- ・ 一事業所当たりの電気の使用量の増加は、床面積の増加や床面積辺りのエネルギー消費量の増加、電力の二酸化炭素排出係数の上昇などの要因が考えられます。
- ・ 電力の二酸化炭素排出係数の上昇は、平成 23 (2011) 年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けています。

●事業所数及び従業者数の推移



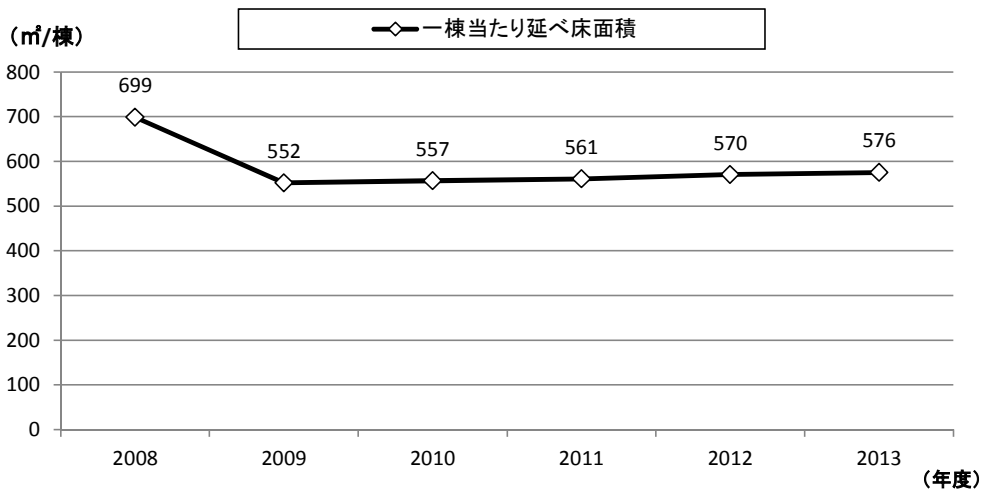
事業所数及び従業者数データの出典：経済センサス

●業務系建物の床面積の推移



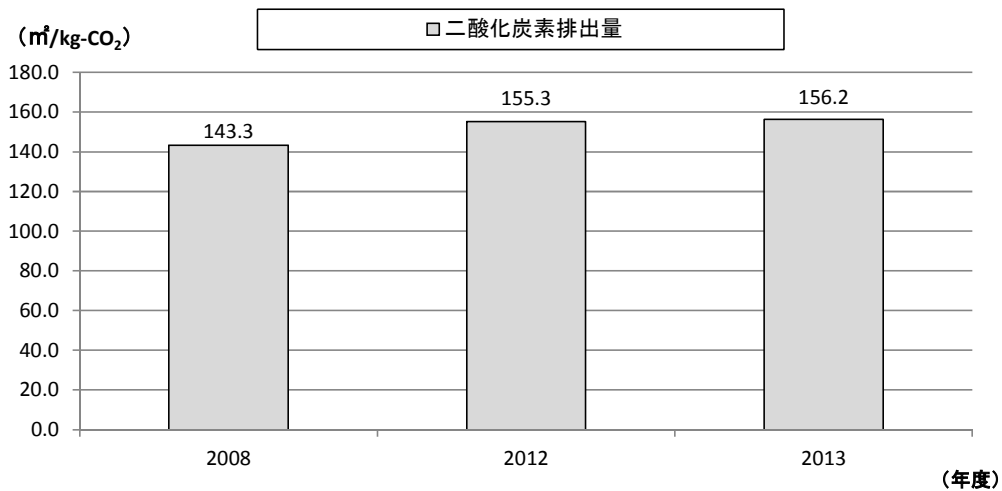
業務系建物の床面積データの出典：平塚市統計書

●業務系非木材家屋（事務所・店舗・百貨店・銀行）一棟当たり延べ床面積



※平塚市統計書を基に算出。

●延床面積当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移
[平成 20 (2008) 年度の電力の二酸化炭素排出係数に固定した場合]



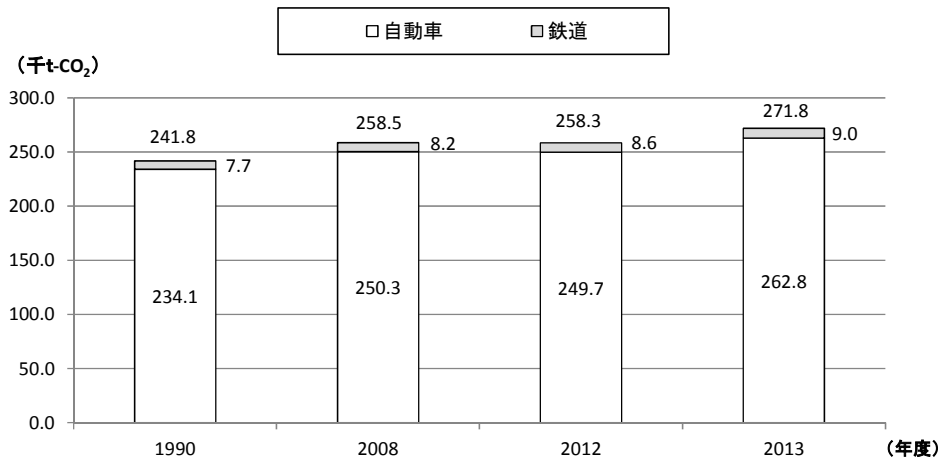
※各種統計を基にした推計値。

(4) 運輸部門

① 排出量の推移

- 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、27 万 2 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 24 万 2 千 t-CO₂ と比較すると、12.4% の増加となっています。
- 運輸部門のうち、自動車からの排出量の割合が多く、平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけて増加しています。

●平塚市運輸部門の二酸化炭素排出量推移

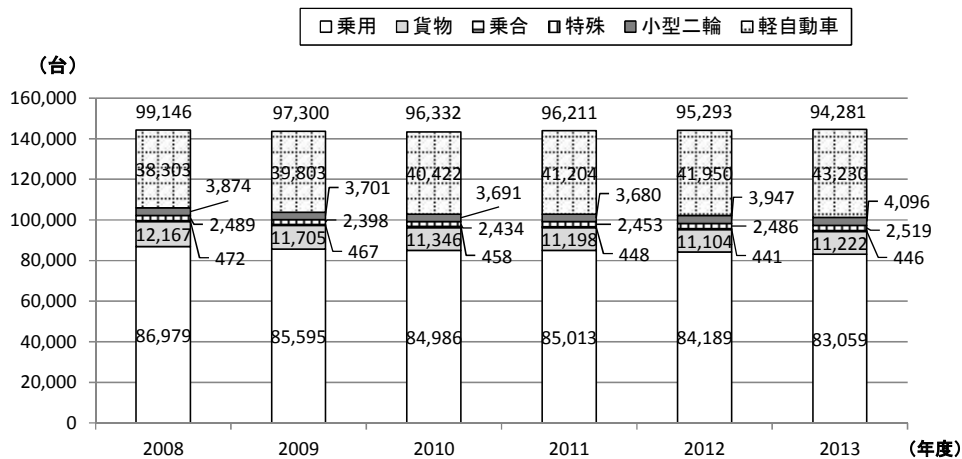


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

- 平塚市の自動車保有台数は、平成 20 (2008) 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- 自動車からの排出量が増加した平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけては、自動車保有台数の顕著な増加は認められなかったため、車両当たりの燃料消費量の増加の影響がうかがわれます (ただし、推計計算の性質上、県全体の車両当たりの燃料消費量の増加の傾向が反映されています)。

●平塚市自動車保有台数の推移



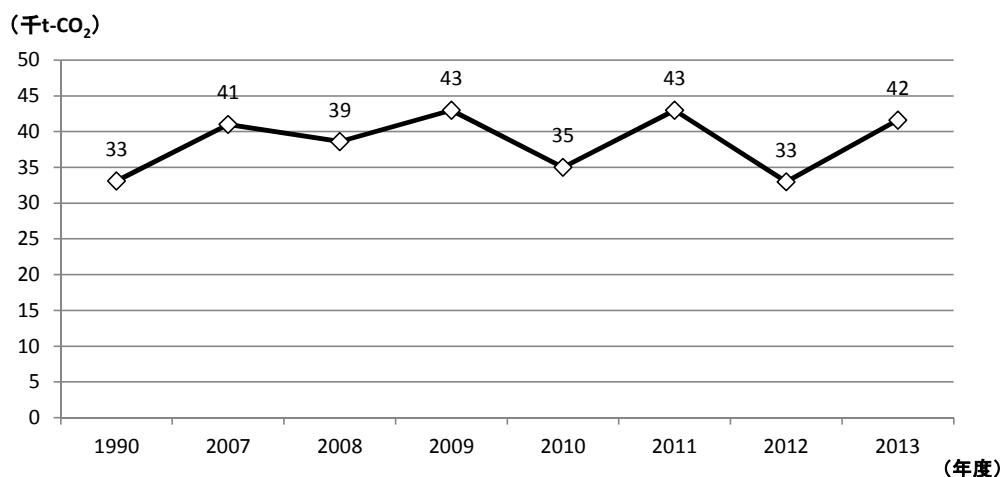
自動車保有台数データの出典：平塚市統計書

(5) 廃棄物部門

① 排出量の推移

- 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、4 万 2 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 3 万 3 千 t-CO₂ と比較すると、27.3% の増加となっています。

●平塚市廃棄物部門二酸化炭素排出量の推移



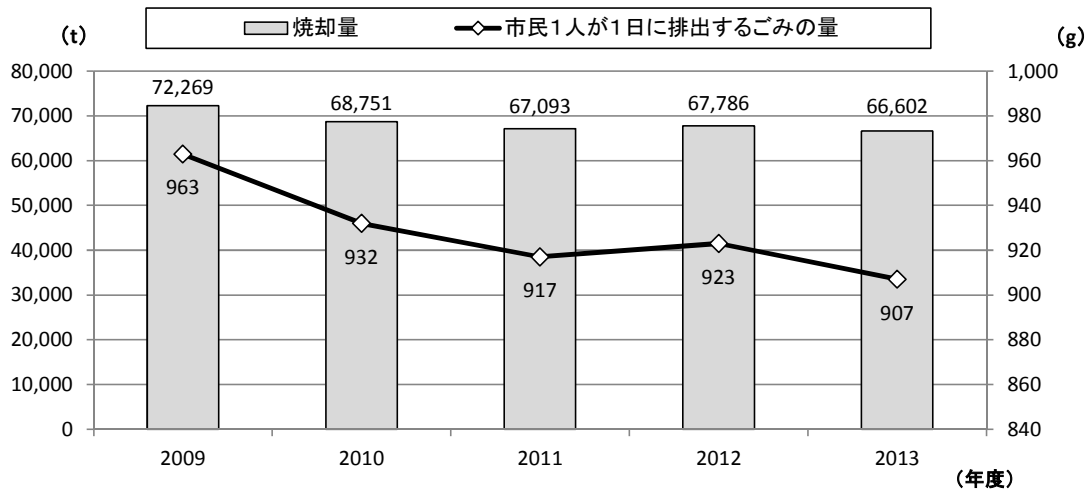
※各種統計を基にした推計値。

※平成 19 (2007) 年度・平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度は、旧計画による推計方法で算出されています。

② 排出量の増減分析

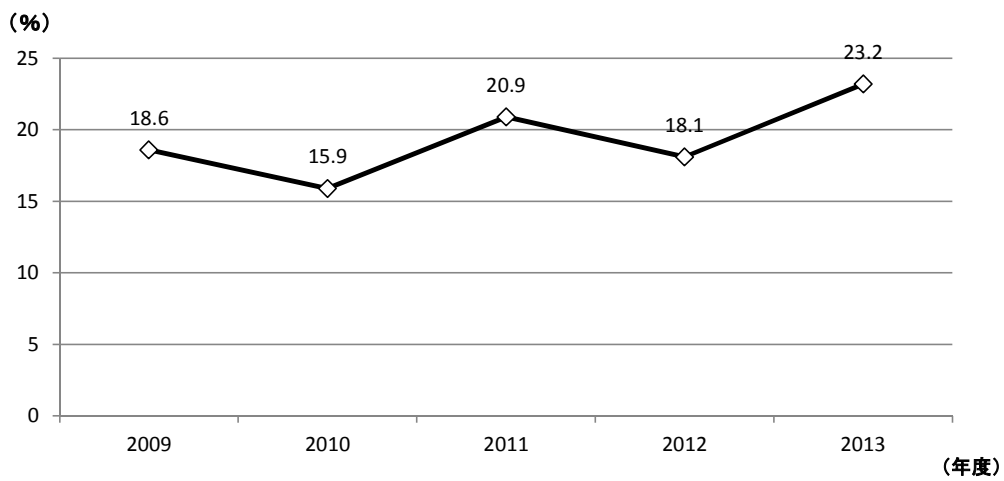
- 本市の一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量は、微減傾向で推移しています。
- 一般廃棄物のうち、焼却に伴う二酸化炭素排出量は、バイオマス起源（生ごみや紙）以外の廃プラスチック等の二酸化炭素について算出しています。このため、焼却ごみに含まれる廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂類）混入率を見ると、平成 21 (2009) 年度以降、ばらつきながらも上昇傾向にあります。
- 平成 2 (1990) 年度以降、人口及び世帯数が横ばいで推移する中、近年、焼却量は減少しましたが、一方で廃プラスチック類の混入率が上昇し、平成 25 (2013) 年度における廃棄物部門の二酸化炭素排出量が、平成 2 (1990) 年度よりも増加しています。

●一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量の推移



一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量データの出典：改訂 平塚市一般廃棄物処理基本計画

●焼却ごみに含まれる廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂類）混入率の推移



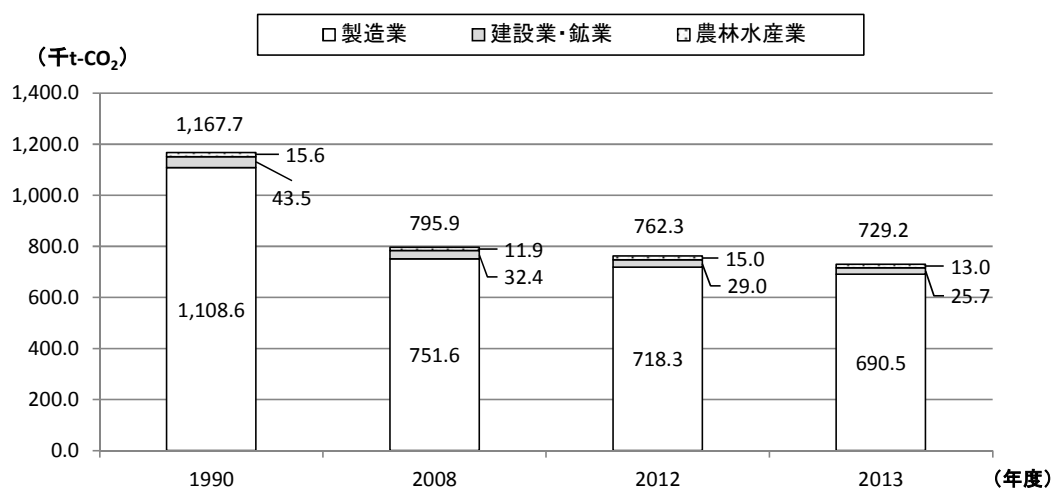
焼却ごみに含まれる廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂類）混入率データの出典：清掃事業の概要

(6) 産業部門

① 排出量の推移

- ・ 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、72 万 9 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 116 万 8 千 t-CO₂ と比較すると、37.6%の減少となっています。
- ・ 産業部門のうちほとんどが製造業です。平成 2 (1990) 年度からの排出量の減少が顕著ですが、平成 20 (2008) 年度以降は微減傾向となっています。

●平塚市産業部門二酸化炭素排出量の推移

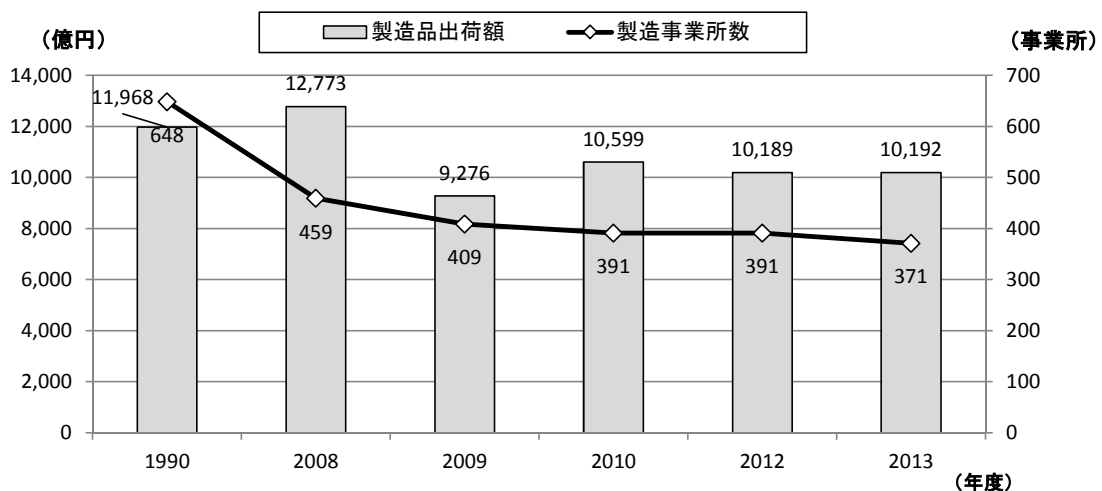


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

- ・ 製造品出荷額は、平成 2（1990）年度から平成 20（2008）年度にかけて増加しましたが、リーマンショックの影響を受けた平成 21（2009）年度に落ち込みました。その後平成 22（2010）年度に持ち直した後は横ばいとなっています。
- ・ 製造業の事業所数は、平成 2（1990）年度以降減少傾向で、近年は減少率が小さくなってきています。
- ・ 製造業一事業所当たりの二酸化炭素排出量は、電力の二酸化炭素排出係数の上昇の影響を受ける中、平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて微減傾向です。製造業事業所当たりの二酸化炭素排出量も微減傾向にあると考えられます。
- ・ 環境省では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第 1 版）簡易版 [平成 22（2010）年 8 月環境省]」に基づき、平塚市における特定事業所（エネルギー使用量が原油換算で 1,500kl/年以上である事業所）からの二酸化炭素排出量の分析結果を公表しています。

●平塚市製造事業所数の推移と出荷額の推移



製造事業所数及び出荷額データの出典：平塚市統計書

(7) 将来推計

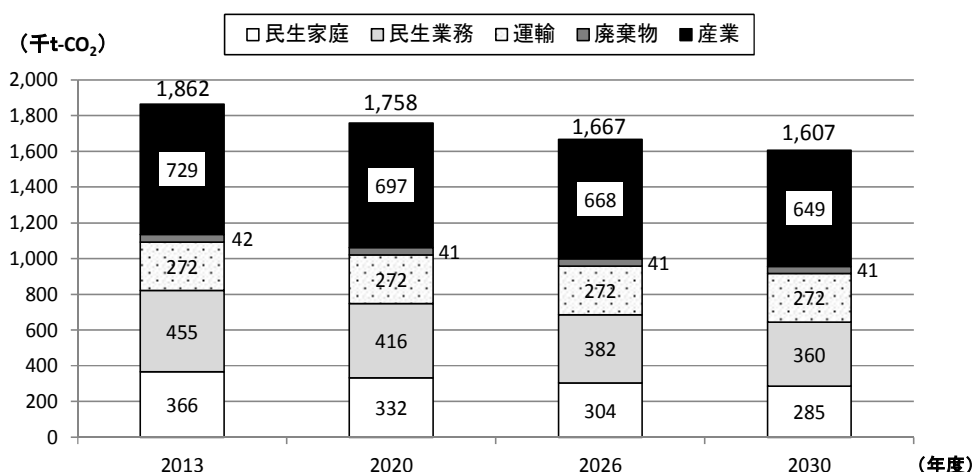
① 二酸化炭素排出量の将来予測の考え方

- ・ 二酸化炭素排出量の将来予測は、現状から新たな地球温暖化対策が講じられないと仮定して、平成 32 (2020) 年度、平成 38 (2026) 年度及び平成 42 (2030) 年度の二酸化炭素排出量（現状すう勢）の予測を行いました。
- ・ 部門別に、世帯当たりや事業所当たりなどのエネルギー消費量（エネルギー消費原単位）が今後も同程度で推移するものと仮定し、将来の世帯数や建物の延床面積など（活動量）の推計値から、二酸化炭素排出量を推計しました。
- ・ なお、排出係数については、国の長期エネルギー需給見通し [平成 27 (2015) 年 7 月、資源エネルギー庁] による平成 42 (2030) 年度の全電源平均の電力の二酸化炭素排出係数 (0.37kg-CO₂/kWh) を用いました。その他の年度は、平成 25 (2013) 年度及び平成 42 (2030) 年度を基に按分した値を用いました。エネルギー源の各排出係数は、平成 25 (2013) 年度と同程度と想定しました。

●二酸化炭素排出量の将来推計に用いる活動量の推計結果

部門	活動量	将来推計の方法
民生家庭	人口	平塚市総合計画における将来推計を用いて予測
民生業務	建物の延べ床面積	近年の傾向を考慮し、平成 25 (2013) 年度のまま推移するものと予測
運輸	自動車保有台数	近年の傾向を考慮し、平成 25 (2013) 年度のまま推移するものと予測
廃棄物	人口	平塚市総合計画における将来推計を用いて予測
産業	製造品出荷額	近年の傾向を考慮し、平成 25 (2013) 年度のまま推移するものと予測

●平塚市部門別二酸化炭素排出量



※二酸化炭素排出量は、これまでの地球温暖化対策実行計画における算出方法で算定。

※四捨五入により合計があわない場合があります。

※民生家庭・廃棄物は年 0.1%削減、その他の部門は横ばいで算出。

※電力の二酸化炭素排出係数は、平成 25 (2013) 年度及び平成 42 (2030) 年度 (0.37t-CO₂/kWh) を基に按分し算出。

5 平塚市における温室効果ガスの排出削減可能量の試算結果

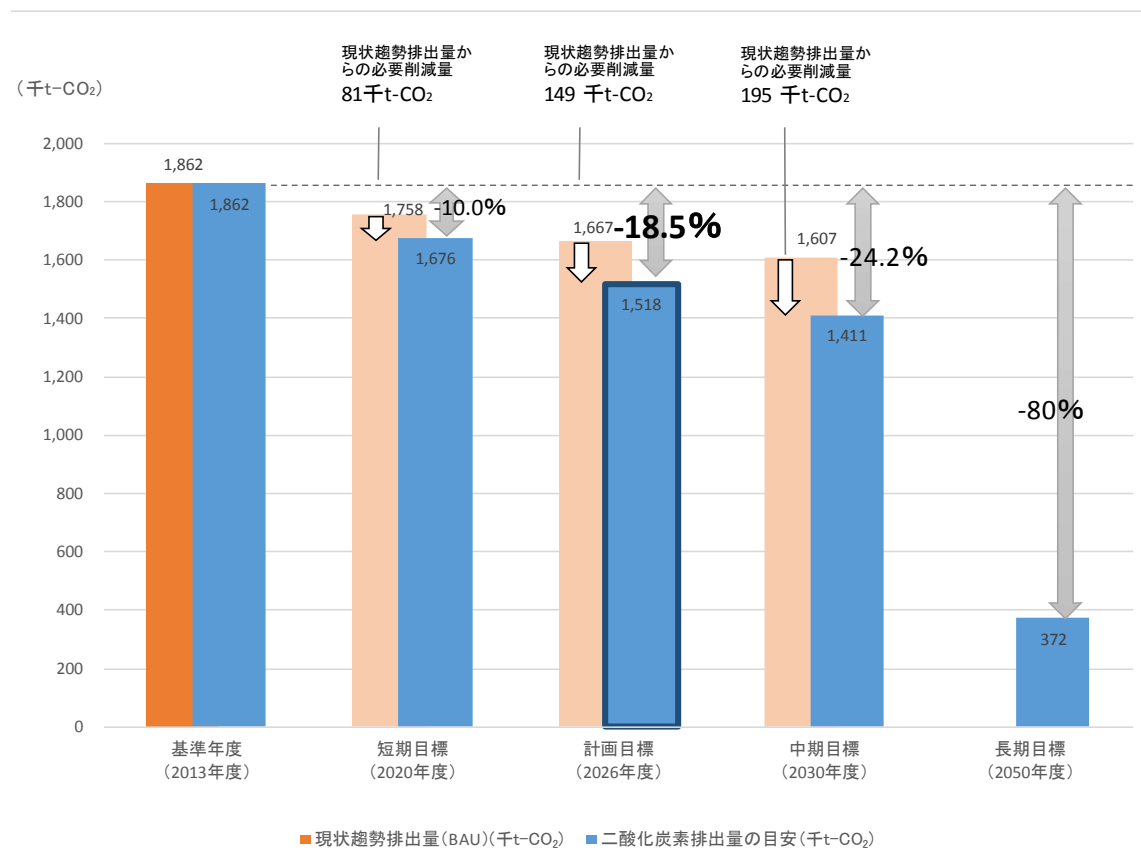
※省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素削減可能量については、国の地球温暖化対策推進本部がとりまとめた「地球温暖化対策計画(案)」(平成28年3月15日公表)に示された「対策評価指標及び対策効果」を考慮した。

項目	対策No.	具体的な対策	平塚市・排出削減可能量(千t-CO ₂) ※2013年度以降の追加量				国・対策評価指標				部門種別
			2013年度	2020年度	2026年度	2030年度	指標①	2013年度	2020年度	2030年度	
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(業種横断)	1	高効率空調の導入	0.1	0.7	1.1	1.4	平均APF/COP(電気系燃料系)	4.8/1.5	5.5/1.6	6.4/1.9	産業・民生業務
	2	高性能ボイラの導入	0.5	3.4	5.7	7.3	導入台数(百台)	280	591	957	産業・民生業務
	3	コージェネレーションの導入	0.7	4.2	21.7	33.3	コージェネレーションの累積導入容量(万kW)	1004	1134	1320	産業・民生業務
建築物の省エネ化	4	新築建築物における省エネ基準適合の推進	0.0	0.0	10.4	17.3	新築建築物(床面積2,000㎡以上)における省エネ基準適合率(%)	93	100	100	産業・民生業務
	5	建築物の省エネ化(改修)	0.0	0.0	1.2	2.0	省エネ基準を満たす建築物ストックの割合(%)	23	-	39	産業・民生業務
高効率な省エネルギー機器の普及(業務その他部門)	6	業務用給湯器の導入	0.1	0.9	1.8	2.4	累積導入台数HP給湯器(万台) 累積導入台数潜熱回収型給湯器(万台)	2.9 15	5 81	14 110	民生業務
	7	高効率照明の導入	1.6	11.5	13.3	14.5	累積導入台数(億台)	0.5	1.8	3.2	民生業務
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	8	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上【業務部門】	0.8	8.4	19.6	27.0	-	-	-	-	民生業務
	9	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上【家庭部門】	0.3	5.2	7.2	8.5	-	-	-	-	民生家庭
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	10	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.9	6.3	11.8	15.5	普及率(%)	8	24	47	民生業務
エネルギーの面的利用の拡大	11	エネルギーの面的利用の拡大	-	0.1	0.2	0.3	※対策評価指標として省エネ見込量を設定。 プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(万t)	-	-	-	民生業務
廃棄物処理における取組	12	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	0.002	0.015	0.026	0.034	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(万t)	66	69	73	廃棄物
	13	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	-	0.7	1.0	1.2	ごみ処理量当たりの発電電力量(kWh/t)	231	284~312	359~428	廃棄物
住宅の省エネ化	14	新築住宅における省エネ基準適合の推進	-	0.0	9.5	15.9	新築住宅の省エネ基準適合率(%)	52	100	100	民生家庭
	15	既存住宅の断熱改修の推進	-	0.0	1.3	2.2	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合(%)	6	-	30	民生家庭
高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門)	16	高効率給湯器の導入	0.2	3.9	8.2	11.0	累積導入台数HP給湯器(万台) 累積導入台数潜熱回収型(万台) 累積導入台数燃料電池(万台)	422 448 5	720 1,800 140	1400 2,700 530	民生家庭
	17	高効率照明の導入	1.3	11.6	13.8	15.2	累積導入台数(億台)	0.6	2.4	4.4	民生家庭
HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施	18	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.0	3.7	9.2	12.9	HEMS普及台数(万世帯)	21	984	5468	民生家庭
次世代自動車の普及、燃費改善	19	次世代自動車の普及、燃費改善	0.0	8.5	20.6	28.7	新車販売台数に占める次世代自動車の割合(%) 平均保有燃費(km/L)	23.2 15	20~50 19	50~70 25	運輸
道路交通流対策	20	道路交通流対策等の推進	-	0.0	0.7	1.2	高速道路の利用率(%)	約16	-	約18	運輸
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	21	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	-	0.4	0.6	0.8	エコドライブ関連機器の普及台数(千台)	518	609	740	運輸
再生可能エネルギーの最大限の導入	22	再生可能エネルギー電気の利用拡大	135.1	61.2	113.6	148.6	発電電力量(億kWh)	1216	2,366-2,515	2,366-2,515	民生業務・民生家庭
	23	再生可能エネルギー熱の利用拡大	50.9	4.5	8.3	10.9	熱供給量(原油換算)(万kL)	1104	1341	1341	民生業務・民生家庭
バイオマスプラスチック類の普及	24	バイオマスプラスチック類の普及	-	1.2	2.6	3.6	バイオマスプラスチック国内出荷量(単位:万t)	7	79	197	民生業務・民生家庭
廃棄物焼却量の削減	25	廃棄物焼却量の削減	-	0.2	0.2	0.2	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量(千t)(乾燥ベース)	2856	2675	2458	廃棄物
代替フロン等4ガス(HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	26	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	-	0.3	0.7	0.9	ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率(%) 自然冷媒機器累積導入数(百件)	7	85	100 76	HFC等4ガス
都市緑化等の推進	27	都市緑化等の推進	1.6	0.1	0.2	0.2	整備面積(千ha)	75	81	85	CO ₂
合計(千t-CO ₂)			194.1	137.0	284.6	383.0					

6 平塚市における二酸化炭素排出量の削減目標シナリオ

(1) 国の平成 42 (2030) 年度における電力の二酸化炭素排出係数の目標を考慮したケース

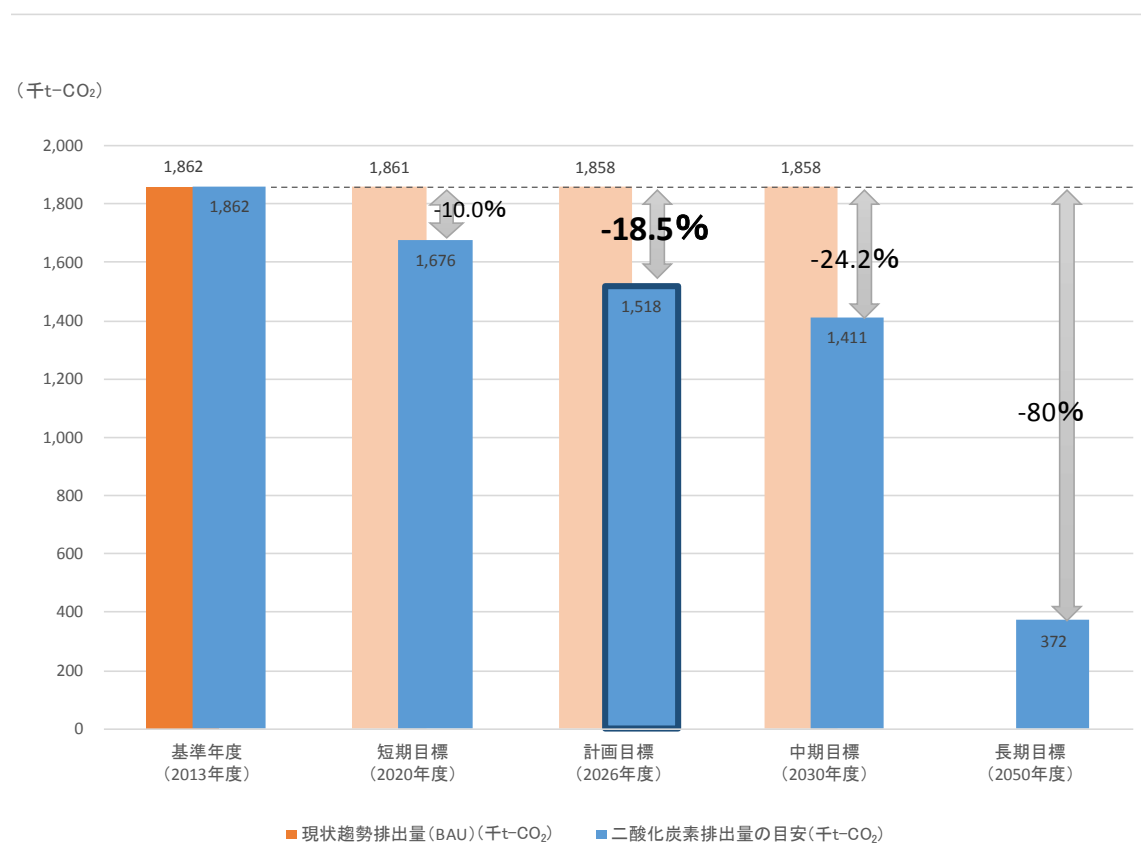
	基準年度 (2013年度)	短期目標 (2020年度)	計画目標 (2026年度)	中期目標 (2030年度)	長期目標 (2050年度)
二酸化炭素排出量の目安(千t-CO ₂)	1,862	1,676	1,518	1,411	372
現状趨勢排出量(BAU)(千t-CO ₂)	1,862	1,758	1,667	1,607	
基準年度からの削減率【目標】(%)	0	-10.0	-18.5	-24.2	-80.0
基準年度からの削減率【BAU】(%)	0	-5.6	-10.5	-13.7	



※二酸化炭素排出量は、これまでの地球温暖化対策実行計画における算出方法で算定。

(2) 将来にわたり電力の二酸化炭素排出係数が変動しないと想定した排出係数固定ケース

	基準年度 (2013年度)	短期目標 (2020年度)	計画目標 (2026年度)	中期目標 (2030年度)	長期目標 (2050年度)
二酸化炭素排出量の目安(千t-CO ₂)	1,862	1,676	1,518	1,411	372
現状趨勢排出量(BAU)(千t-CO ₂)	1,862	1,861	1,858	1,858	
基準年度からの削減率(%)	0	-10.0	-18.5	-24.2	-80.0
基準年度からの削減率【BAU】(%)	0	-0.1	-0.2	-0.2	



※二酸化炭素排出量は、これまでの地球温暖化対策実行計画における算出方法で算定。

7 用語解説

【あ行】

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格。事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組み。平塚市は平成12（2000）年2月に認証を取得、平成21（2009）年2月に返上した。マネジメントシステム規格にはいくつかの種類があり、ISO9000は品質マネジメントシステムに関する国際規格。

一酸化炭素（CO）

石油等の炭素化合物が不完全燃焼したときに発生する無色無臭のガスで、主に自動車排出ガス中に含まれ、体内に吸入されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺（まひ）させたり、貧血症を起こしたりする。

エコドライブ

急発進・急加速をしないなどの環境に配慮した運転。

NPO

Non-Profit Organization（民間非営利団体）の省略形で、ボランティアなどが行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の公益的活動（宗教、政治、選挙活動を除く）を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格をもたない団体のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する性質を持ち、地表を暖め、一定の平均気温に保つ働きをしている。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとして規定している。

【か行】

ガスコージェネレーション

ガスを使って電気と熱を取りだし、利用するシステムのこと。他の化石燃料に比べ、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物の発生量が少ない都市ガスを用いて発電し、廃熱を給湯や空調、蒸気などの形で有効に活用するため、環境性や省エネ性に優れている。

合併処理浄化槽

し尿のほか台所、風呂、洗濯など生活排水を併せて処理する施設で、し尿だけを処理する単独浄化槽と比べて、放流水の水質を向上させることができる。

環境基準

環境基本法第16条で、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」と定義されている行政上の目標。

環境事業センター

平成25（2013）年10月に稼働したごみ焼却施設。廃棄物の焼却熱を利用した発電も行っている。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

気候変動に関する学術的報告の集約と評価を行う国連の組織。国際連合環境計画（UNEP）と国際連合の専門機関である世界気象機関（WMO）によって昭和 63（1988）年に設立され、数年おきに発行される評価報告書（Assessment Report）は政策決定や世論形成等への大きな影響力を持つ。

GAP（農業生産工程管理）

GAP（Good Agricultural Practice）は、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

京都議定書

平成 9（1997）年に京都で開かれた「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において採択され、平成 17（2005）年に発効した。平成 12（2000）年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定め、日本では、平成 20（2008）～平成 24（2012）年の間に温室効果ガスを平成 2（1990）年比で 6%削減することが求められた。排出枠（カーボンクレジット、炭素クレジット）を取引する仕組み（京都メカニズム）

が定められ、自国の削減努力が及ばない部分についてはカーボンオフセットの取組による排出枠の確保や排出枠の購入で埋め合わせる形となっている。逆に排出枠が余れば、その分を売ることにもできる。この仕組みにより、経済成長と温室効果ガス排出削減の両立が図られた。

クリーンエネルギー自動車

ガソリンや軽油といった石油系の燃料を他の燃料（天然ガス、メタノール、水素など）や電気に替え、有害な排ガスを減らした自動車。二酸化炭素の排出も削減される。

光化学オキシダント（Ox）

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の一次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により化学反応（光化学反応）を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートの光化学オキシダントを含む二次汚染物質となる。光化学オキシダントは、人の健康や植物の育成に影響を及ぼすため大気環境基準が定められている。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素に強い太陽の紫外線が当たって、化学変化を起こして生ずるスモッグ。健康に影響を及ぼすことがある。その発生は気象条件に強く左右され、晴天の日で視界が悪く、高温、多湿、風が弱い時に発生しやすい。

公共下水道

公共下水道は、主として市街地における雨水を排除するとともに、人間の生活活動や、生産活動により発生する汚水を主として道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排し、終末処理場で処理又は流域下水道に接続するもので、事業主体は原則として市町村である。

小型焼却炉

一般的には処理能力が1時間あたり200kg未満の焼却炉のこと。

コージェネレーション

電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯などに利用する熱エネルギーも供給する仕組み。熱利用効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ないなどの特徴がある。

ごみ学級

平塚市が実施している小学校4年生を対象とした授業。環境事業センターで行っている。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として永続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーとなっている。

里山

人里近くの二次林（雑木林）を中心とした周辺の田畑や溜池などを含んだ地域。薪や炭の生産に利用されてきたが、化石燃料の普及に伴い経済的価値が低下し、所有者による適切な維持管理が困難となっている。近年、身近なみどり、生物の生育・生息空間としての価値が見直され、その保全・活用が課題となっている。

市民農園

都市の住民がレクリエーションなどの営利以外の目的で、野菜や花を育てるための小面積

の農地のこと。

循環型社会

資源の採取や廃棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したものが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた社会。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生息環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であると考えられ、希少な種を保護するだけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要であると考えられている。生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の3つのレベルの多様性により捉えられる。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種で、「ダイオキシン類対策特別措置法」[平成12(2000)年1月15日施行]により、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの3物質群と定義されている(単一の物質でないため、「物質群」としている)。ダイオキシン類は、結合している塩素の数と、その結合している位置の違いによって二百数十の種類がある。また、種類によって毒性の強さが異なり、通常、環境中のダイオキシン類は、複数の種類が混在しているため、全体の毒性の強さを表すためには、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算して合算している。この換算値には「TEQ」を付記して表す。ダイオキシン類は、水に溶けにくく、油や溶剤には溶けやすい。また、常温では

安定しているが、高温（800℃以上）ではほとんど分解する。ダイオキシン類の毒性は、動物実験において急性毒性、発がん性、催奇形性や環境ホルモン作用等の影響が報告されており、人の場合は2, 3, 7, 8 - TCDDに発がん性があるとされているが、催奇形性や内分泌かく乱作用があるのかどうかについてはまだよくわかっていないため、現在、研究が進められている。

炭化水素 (HC)

炭素と水素を含んだ有機化合物の総称で、主な発生源は自動車排出ガス、石油化学工場、ガソリンスタンドなどであり、窒素酸化物と同様に光化学スモッグの発生源物質となっている。

地下水汚染

工場排水や生活排水等による有機塩素化合物、重金属及び硝酸性窒素等により、地下水が汚染されている状態のことをいう。地下水の水質は一般に表流水より良好であるが、汚染されると回復が困難である。地下水の水質汚濁に係る環境基準は、トリクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等 28 項目が定められている。

地球温暖化

現代の産業社会における多量の石炭や石油などの消費に伴い、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量が増加することにより、地球の平均気温が上昇することをいう。「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の予測によれば、1986年から2005年を基準とした2081年から2100年における世界平均地上気温の上昇幅が0.3～4.8℃、平均海面水位の上昇幅が26～82cmと予測されている。温暖化によって、生態系、食料生産をはじめ社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすことが予測されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法)

平成10(1998)年に公布され、いわゆる地球温暖化防止京都会議(COP3)で採択された「京都議定書」を受けて、まず、第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。平成28(2016)年の改正で、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置などが盛り込まれた。

地球サミット (環境と開発に関する国際連合会議、リオサミット)

平成4(1992)年にブラジルのリオデジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言(リオ宣言)」やこの宣言の諸原則を実施するための「アジェンダ21」そして「森林原則声明」が合意された。

窒素酸化物 (NOx)

窒素酸化物は、空気が酸素と窒素の混合気体のため、空気中で燃料等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的なものは、一酸化窒素と二酸化窒素であり、発生源で発生する窒素酸化物は大部分が一酸化窒素であり、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する「ばい煙」及び自動車の運行

に伴い発生する「自動車排出ガス」に含まれる窒素酸化物が規制の対象物質となっている。窒素酸化物は、人の健康に影響を与える。特に二酸化窒素は、呼吸系への悪影響があることから大気環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

低炭素社会

地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出を抑える社会のこと。

土壌汚染

人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水をかん養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染に係る環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 27 項目が定められている。

【な行】

二酸化硫黄 (SO₂)

硫黄酸化物の一種。硫黄酸化物は、工場や事業場で石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が、硫黄酸化物として排出され大気汚染の原因となる。SO_x と略称され、二酸化硫黄の他、三酸化硫黄、硫酸ミストなどが含まれる。二酸化硫黄は、呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られており、大気環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」[昭和 43 (1968) 年]では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化され二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となることが知られており、大気環境基準が設定されている。二酸化窒素そのものが大気汚染物質であるが、光化学オキシダントの原因物質でもある。

燃料電池

水素と空気中の酸素との化学反応で電力を取り出す仕組み。原理的には、水素と酸素から水が生成され、有害物が排出されない。

【は行】

バイオマス

生物資源（バイオ）と量（マス）を合わせた造語。農林水産物、もみ殻、畜産廃棄物、食品廃棄物、木くずなど再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）の総称。バイオマスを利用したエネルギーをバイオマスエネルギーといい、木、穀物、糞尿、植物油、藻などの原料がある。また、廃食用油など植物性の油から精製される燃料を BDF（バイオディーゼル燃料）という。生ごみ、剪定枝、古紙、木質廃材、食品廃棄物、農林漁業の有機性廃棄物、糞尿・汚泥など廃棄物を起源とするバイオマスを廃棄物系のバイオマスという。

廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）により、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれに

よって汚染された物を除く。)をいうと定義されている。「廃棄物処理法第2条」廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。産業廃棄物は、事業活動によって生じた廃棄物のうち、法令で定められたものをいう。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭から発生する生活系ごみであり、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

排出係数

燃料・エネルギー消費量や水道使用量等の固有の単位(キログラム、リットル、立方メートルなど)や発熱量あたりの二酸化炭素排出量を示したもの。

パリ協定

平成27(2015)年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において採択された京都議定書に代わる新たな法的枠組み。主な内容としては、世界共通の長期目標として2℃目標のみならず1.5℃への言及、主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、レビューを受けること、適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施などが含まれている。

PRTR(環境汚染物質排出・移動登録: Pollutant Release and Transfer Register)

一般に、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し行政に届け出るとともに、行政はそれを何らかのかたちで集計・公表するもの。OECDは平成8(1996)年2月、加盟国にこの制度の導入を勧告し、我が国では平成11(1999)年7月に「特定化学物

質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が公布された。平成13(2001)年4月から、一定の要件を満たす事業者は排出量等の把握義務が生じ、平成14(2002)年4月からは都道府県を経由し、国への届出義務が生じている。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の汚濁を示す代表的な指標。この値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁していることを示している。BODの高い水は生物的に分解されやすい有機物を多量に含んでいることを示し、このような水が河川に流入すると、水中の酸素が多く消費され、生物の生存がおびやかされる。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。コンクリートやアスファルトなどへの熱の蓄積、車やエアコンなどからの排熱、緑や水面の蒸発散が少ないことなどによって生じる。

ヒートポンプ

熱媒体等を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術。冷熱を得るほぼ唯一の手段であることに加え、温熱を得るにも効率が高いなどの特徴があり、冷凍冷蔵庫、エアコン、ヒートポンプ式給湯器等に用いられる。

ひらつか CO2CO2 プラン

地球温暖化の原因となっている「温室効果ガス」の一つである二酸化炭素を、普段の生活の中で減らすために、平塚市が提案する市民行動プラン。

平塚八景

豊かな自然や歴史的・文化的建造物など、平塚市のシンボルとして親しまれてきた代表的な景観。「平塚砂丘の夕映え」「金目川と観音堂」「湘南平」「森の前鳥神社」「霧降りの滝・松岩寺」「八幡山公園」「湘南潮来」「七国峠・遠藤原」の八つがある。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が0.0025mm以下の微細な粒子の総称である。主な発生源は、浮遊粒子状物質と同様であるが、人為発生源由来の粒子の比率が高いといわれている。呼吸器の奥まで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されており、大気環境基準が設定されている。

浮遊粒子状物質

すす、土埃、花粉など粒子状態で大気中に存在する物で、粒径が10 μ m以下のものは大気中の滞留時間が長く、呼吸により気管や肺に入りやすいことから、特に浮遊粒子状物質として区別している。呼吸器系への影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

分散型電源

電力需要地の近くに分散して配置される小規模な電源。太陽光等の再生可能エネルギーを利用する発電設備、ガスコージェネレーション、水素を利用する燃料電池等がある。これに対して、需要地から離れた場所にある大規模な原子力発電、火力発電や水力発電などを集中型電源と呼ぶ。

【ま行】

水辺の楽校

河川を身近な環境学習の場として活用する国土交通省の事業。子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築、自然環境が豊かで安全な水辺の創出を理念としており、市内では「馬入水辺の楽校」が実施されている。

【や行】

有害大気汚染物質

低濃度であっても継続して摂取し続けることによって、人の健康を損なう恐れのある物質で大気汚染の原因となる物質をいい、平成8(1996)年5月に大気汚染防止法に対策等が位置づけられた。特に優先的に対策等に取り組むべき物質としてベンゼン等の23物質が定められている。

【わ行】

わかば環境 ISO

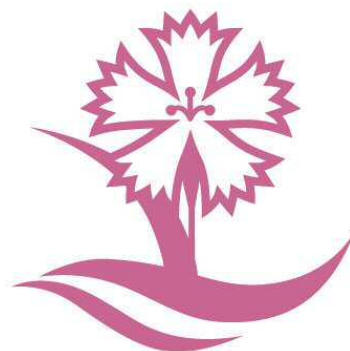
園児、児童、生徒及び教職員等が、環境にやさしい教育活動の方針を掲げ、それぞれの役割分担や取り組むメニュー等を決め、環境ISOの基本であるP(PLAN=計画)、D(DO=実行)、C(CHECK=記録・確認)、A(ACT=見直し)を実践する平塚市独自の制度。自分と身近な人々、自分を取り巻く社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、環境の大切さを知るとともに自らの生活を振り返ることで、環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目指している。



市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

平塚市環境基本計画
(平成 29 年度～平成 38 年度)

平成 29 年 3 月策定
平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号
電話：0463-23-1111 (代表) 内線 2266, 2658
メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp